

第七回 参議院大蔵委員会會議録第二十八号

(三四一)

昭和二十五年三月二十三日(木曜日)午前十時三十一分開会

本日の會議に付した事件

○所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○富裕税法案(内閣提出、衆議院送付)

○資産再評價法案(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(櫻内辰郎君) これより大蔵委員会を開会いたします。

所得税法の一部を改正する法律案、富裕税法案、資産再評價法案、相続税法案、法人税法の一部を改正する法律案について、前日に引續いて質疑を行いたく存じます。御質疑がありますれば、この際お願いいたします。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(櫻内辰郎君) 速記を始め

○森下政一君 一番最初に伺いたいのは、所得税法の税率に關してであります。従来は八五%まで上の方は……それを今度は五五%から上を打切つて行く。これは前国会末でありましたか、やはり大蔵委員会において所得税法改正があることを予想して、たま／＼勤勞所得税の税率に關する何か質疑応答を大蔵大臣との間に交えたときに、大蔵

大臣の考え方としては、五十万円以上の所得のある者は人数が少ないのだ。だからそれをい／＼の税率に小刻みに刻んで見ても、實際上においては国庫の収入としては大したことにならない。そこで五十万円以上は五五%と、尤もそのときには五十万円以上とは決まつていなかったが、或る程度でもう税率を更新するということは打切つて、そうしてそれに代るに、特に富裕の階級には富裕税という別の税を課することによつて、小刻みの上の方に刻むという煩雜な手続を排除する方がいゝというふうな御意見を聞いたと思うのですが、その点は或いはどうかと私は思いますが、今度出ました改正案を見ると、五十万円以上が五五%ということになつておる。これはシャープな勧告では確か三十万円強となつておる。それを五十万円というように高められたのは非常に大蔵大臣の御努力のように私は新聞を通じて拜見しております。ところでその五十万円以上を五五%となつておつたのを五五%強とされた。二十万円を三十万円に、三十万円から五十万円となつたという緩和された点はあるのですから、その結果ちよつと一見しまして、もう少し段階を間に刻む必要があるのではないかと。思うのは、二十万円強から五十万円までが同じ五〇%の税金だということになつておるわけです。これを面倒かも知れませんが、二十万円から五十万円までを十万円刻みにして、その間に三十

万円を超えるもの、四十万円を超えるものという二段階を挿入で行く。そうなるかと仮に私が考えるのですが、五万円までは二〇%、五万円以上は二五%、八万円以上は三〇%、こゝまでは改正案の原案通りとして、改正案には十万円以上というものが三五%であります。それを十万円以上を三〇%にする、二十万円以上を四〇%にする。そうして以下三十万円、四十万円、五十万円と五%ずつ上げて行く。こういうふうな計算して見ると、至極妥当ではないかというふうな考えられる。ということとは、今日年額二十万円ぐらいの所得のあるといふ人は相当多くのものを占めておるのじやないか、納税人員にしても……そうして今度の改正案を一瞥して、私達の感じますことは、八五%という税金がなくなつてしまつたために、二十万円を超える比較的経済力に恵まれておる連中の手許が非常に楽である。そうして政府の言う通り、そこで資本の蓄積をしようといふことがあるのでしようけれども、その結果、結局国民の一番多くを占めておるのではないかと。ところで、いわゆる中堅層のところ、少しも今度の改正案というものが税の軽減の恩恵を施されてないのではないかと。そういうところは、この改正案の恩恵が非常に薄いという感じがする。そこでもう一点お聞きしたいのですが、仮にこういうふうにした場合に、国庫の所得税を通じての収入は、改正案の原案と比較してどういふふうに違つて来ますか

ということをおあなたに伺いたいのです。私の言うのは八万円以上というものは原案と同じ、そこで十万円を削つちやつて、二十万円以上を四〇%、三十万円以上を四五%、四十万円以上を五〇%、五〇万円以上を五五%と、こゝういふふうにしたときに、どういふふうな原案と比較して国庫の所得税といふものに異動を生じて来ますか。大した変化がないところでは、下の方でこゝういふふうな細かくもう少し刻んで貰うことが、これらの階層に該当する者にとつて改正案の恩恵というものが行届くのではないかと、こう思うのです。

これは大蔵大臣の非常な努力で、三十万円超五五%になつておつたのを五十万円に引上げられた、これは非常に感謝していいことだと思ひますが、そのため二十万円超五十万円というものが同じ税率で課税するというものになつておつて、当然その間にもう二段階くらい設けて、それらの階層に改正案の恩恵を浴せしめる、こう思うのです。但し国庫の収入の建前から、予期しておられる所得税を通じて、これだけ取らなければならぬということに考えておられるのに、どういふ影響を来すことになるだらう。この点一つお伺ひしたいです。

○政府委員(平田敏一郎君) 正確なところは計算して見ないと申上げにくいのでございますが、お手許に予算の説明というものの間に、階級別の所得税の算出表をお配りして置いてあります。従ひまして、これに當照して計算すれば種々分るわけでございますが、今お話のようなことにいたしますと、どうも相当減るのではないかと感じました。私共も最初はこゝういふふうな考えたのであります。が、中間の八万円超と十二万円超の税率をなくしまして、順次に税率をずらして行く。最高が五五%で百万円程度に止めるという案も作つて見たんですが、その案によりまして、今原案として出しておりますのに比べて、二百億前後歳入が違つて来るのであります。と申しますのは、今のお話のように、所得階級別の所得額の分布は大体十万円から二十万前後のところは相当多うございまして、従ひましてこの辺の税率を軽くして上の方にずらしますと、相當の歳入減になるのであります。これは正確にお示しの税率で計算して見ないと申上げにくいので、それは後程計算いたしましてお出ししたいと思ひますが、感じの上から行きますと、なかなかさういふことにならないのではないかと思います。もう一つは、最高税率を五五%に止めたのは、今のお話の点もございしますが、如何にも所得税の最高が高いということになりまして、結局一方におきましては、的確な税法通りの査定ということが納税者の方でもな／＼うま／＼行きませんし、税務官庁にしてもできにくい。併し税法通り査定して厳重に行きませんと、公平は失するといふ意味で、最高税率をむしろこの際この程度に止めた方がいいのではないかと。その代り、併しな

が財産から生ずる所得に對しましては、これは幾ら何でも五五%は低きに過ぎるから、そういうものに対しては補充税として富裕税を課して、所得税の累進課税をする、こういう趣旨でございます。向この五五%は同時に今度の新しい市町村民税が約二割程かかりますので、それを入れますと、六六%になるわけでございます。そういう点と、それから富裕税の負担ということを両方考慮しまして五五%に止めることにいたしましたのでございます。富裕税の負担は大したこともないように思われますが、仮に所得率が財産の元本額に對して年一割に廻るとした場合を考えますと、富裕税の最高五千万円超千分の三で、百分の三でございますが、元本に對して百分の三の税率は、一割に廻る場合の所得に對する税率といたしましては実は三割になる。従いまして純粋な高額財産所得に對しましては、所得税の五五%の外に三〇%の富裕税が別にかかるということになりまして、本當の意味の高額財産所得と申しますか、最も担税力のある所得に對して累進課税を行う必要のあるところにおきましては、今度の税制も決してなまやさしいものではないのであります。やはり相當の高度の累進率をやるといふことは言ひ得るのじやないかと思ひます。この点は例えは会社の重役さんの所得、そういう所得が相當多くても余りきつい課税にするのはどうであらうか。むしろ配当から生ずる所得とか、地代、家賃から生ずる所得、そういう所得が相當高額にある場合には、富裕税と併せて高度の累進税を採用する、こういう趣旨になつておることは御承知かと思ひます。

が、重ねて申上げて置きたいと思ふのであります。で、シャウプ勧告案では三十万円となつていたのであります。が、三十万円では如何にも低過ぎるという考え方からいたしまして、極力引上げるということにいたしましたので、今御指摘の通り五十万円にいたしましたのであります。将来の問題については、先般木内さんにもお答えしたのですが、所得税の税率につきましては財政事情と併せ考えまして、尙私は相當検討の余地があるのではないかと、率直に考へておる次第であります。○森下政一君 只今のお話で五十万円を超ゆる者に対する措置、これはもつと刻んだ方がいいという説があるのですが、政府の説明によると、補充税としての富裕税、而もこれが只今のお示しのようなふうな、財産に對する何か一割くらい、所得税に對する課税は三割になる、或いは住民税というふうなことから、必ずしも所得に對する八五%の従来の課税と変らぬくらいになるという、これは納付できるのです。そこで只今の御答弁はよく分るのですが、最後の局長のお言葉として、将来財政事情と併せ考へて税率を考えなければならぬということと言われたのですが、その財政事情というものが、二十万円から五十万円に何にも刻みがないのだらうと思ひますが、それを考慮の外に置くとすれば、税率の刻み方としては私の言う方がより合理的だといふふうにはお考えになりませんか。

○政府委員(平田敬一郎君) 税率の刻み方は実はいろいろ方法があつるかと思ひます。私やはり税率とか控除は専ら財政事情とか、そういうものと關連して決めるので、控除はその外に更に一層何と申しますか、一定額まではどうしてもなくすべきだといふ議論がありますが、税率の中の刻みをどうするかというに對しましては、所得税に對してどれだけの収入を期待しなければならぬか、最後に所得税では幾ら期待しなければならぬかということと關連して最後に決まる。従いまして私の方の計画を立てる場合は、あらゆる各税を検討いたしました後に、最後に所得税の税率をどこまでにするか、できるかといふことを問題にして判断して行く点もあるものであります。税率等はやはりそのときの情勢に應じて決めるより外はない。その際におきましても、もとより一定の基準があると思ひますが、その基準には或る程度弾力性があつてもいいのじやなからうかと考へております。率直に申しまして、中間の税率と申しますか、刻み方が少し下の方から小刻みに過ぎておるという点は確かに私共も考へておりまして、そういうことに對しましては将来財政事情と併せ考へまして、更に一層適正化を図るように行きたい。これはお話の趣旨と大分同じかと思ふのであります。

○森下政一君 平田さんの言われる財政事情と税を合せてということとは、現実の問題として政府としては止むを得ぬといふようなお考えがあるかと思ふのですが、そこに私はちよつと国民の納付の行かぬものが出て来るかと思ふのです。つまり政府の考え方はいろいろな財源を當つて、最後に所得税のところに行つて、最後に所得税から幾ら国庫の収入を期待しなければならぬか、そこでどういふ所得を得ておる階層が一番多いか、そこに成るべく多くの収入が期待できるように税率を按配されるというようになるから、そういう税金をかけるころの階層から言へば、負担能力、自分達より経済力の少ない者、或いは自分達より経済力の多いので、自分達の階層だけに負担が比較的重いのかつて来るという印象は免れ難いのではないかと。それは明らかに純学理的な立場からというだけでなしに、實際の財政上の必要といふことだけを政府は重点を置いて考へておられるから、一番所得の多い、多いといふのは、つまり相似た所得の多い人数が多いところですね。而もそこに多くの期待をかけねばならぬといふところに割に軽減をされることが薄いといふことになつて来る。そこに私は今度の改正税法に對する國民一般として眺めて見て、自分達の経済力に比較して、更に自分達より所得の多い者と比較して、自分達の負担が割高になつてゐるのじやないかといふ不満がどうしても多い点があるのじやないかと思ふのです。そこでたま／＼私が申しますような、一つの案に過ぎないのですが、刻み方をした場合に、現在の改正案よりもつと納付の行く税率になつて来るんじやないか。但しそれが現実の国庫収入を期待しなければならぬものに比較してどれ程違ひがあるのかといふことを知りたいのです。私はどうしてもし、その点については別に何か方法を考へることの方が、折角の所得税の改正に傷を付けないのじやないかという氣持があるのですが……。

○政府委員(平田敬一郎君) 税率を決めます場合におきましては、今私申上げましたようなことで決めておるのであります。その際におきましても、勿論例えは所得税の税率を逆進的に決めたとか、或いはフラットにする段階が非常に或るころは大巾で、或るころは小刻みであるといふようなところは極力最小限度に止めて、必要なら収入を挙げることに努める。まあ両方を結局調節しまして、そのときとして最も妥當な税率を決めるといふのが實際の行き方だろうと考へます。イギリスなどのごときは、御承知のように標準ベースがござりますから、これを財政需要に應じて相當上げ下げいたしております。では戦前は五五%くらいでありました標準税率が、戦時中には五〇%くらいになりまして、戦後の現在は四五%にいたしております。これは原則としてあらゆる所得階級に適用になりますところのスタンダード・レートと稱してござりますが、その税率であります。小額所得者にはその税を若干軽減いたしております。高額所得者に對しては、それよりも若干附加所得税として累進税率で考へております。でありますから財政需要に應じて、標準税率と申しますか、その税率を始終上げ下げして行くといふような例があるのでござりますが、所得税の税率というものは、やはりそういう要素が、多分に累進税率を用いてゐる場合があるのでございまして、従いまして、極力全体としましては、私共も今の所得税が尙相當重ものであるといふことは一様に認めておるところでございますので、財政需要を圧縮して所得税の負担を軽くするといふことに今回も努力いたします。

し、私は今後においても努力いたしたいと思つておりますが、税率というものは相当弾力性のある決め方ができるし、又そういうことで決めなければならぬと承知してよいものではないか、このように考へておるのであります。それから尙表面の税率はお話の通り、税率だけ比較しますと殆んど輕くなつていないクラスがあるわけでござい

ます。ところが實際の負担は基礎控除と扶養親族の控除、この二つによりまして、非常に大きく違ひが二つになりまして、殊に今回の改正におきましては、扶養親族の控除の方法を改めたことによりまして、例えば所得階級の二十万円前後のものは、標準の税率は少しも輕くなつていない所得クラスにおきまして、実は相当負担の異動を来しております。家族、扶養親族の多い人の場合におきましては、実は相當な輕減になつております。と申しますのは、今までは税額で千八百円の控除をやつていたのでございますが、今度は所得で一万二千円の控除に改めたのでございます。所得で一万二千円の控除と申しますのは、例えば二十万円の所得階級でありますと、税率が五〇%になつておりますが、税額に換算しますと、一万二千円の五〇%、即ち今度は六千円の控除になるのでございます。今までは税額で千八百円の控除しかしてゐなかつたものが、今度は税額で換算いたしますと、二十万円を超え

ても、相當減税になつておりますことは、別にお示ししております表によつて示す通りであります。独身者のクラスになりますと、その辺は余り下らないということになるわけでござい

ます。これはシャープ勧告にも言つておりますように、所得二十万円前後の独身者の場合におきましては、そう著しく下げなくてもいいだらう。むしろ負担の公平を図るためには、家族の多い人の負担を下げる、こうしまして独身者と家族の多い人との間の負担のバランスを図るのが公平であらう、こう言つておりますが、確かに我が國の今までの税法は税額控除、所得の大きさの如何に拘わらず、一律に税額で千八百円の控除をいたしておりますために、少し上の控除になりますと、家族の多い少いによる負担の開きが非常に少かつたのであります。が、今回の改正によりましてその点は非常に違つて参ります。これは税率の引上、引下という問題でなくて、そういう控除との關係と両方睨み合せまして、改正によりまして負担の増減がどういふことになるかというのを御検討願ふ必要があるものであります。私特に繰返して申すのでござい

ますが、二十万円前後のところまでございまして、扶養親族の控除によつて相當減税額が違ふ。同じ所得でありまして、所得税の額が、独身者の場合と比べて、家族が例えば五人も六人もおります場合には半分にもなつてしまふというやうな關係に相成りますので、その辺と併せまして、全体を睨み合せるやうにお願いしたいわけであり

ます。税額自体の問題につきましては、確かにいろいろ中間税率の刻み方その他におきまして、尙將來検討すべき問題はあるだらうということにおきましては、先程も申上げた次第であります。

○森下政一君 おつしやる通りに、扶養控除であるとか、基礎控除、特に扶養控除が税額で控除されても、所得で控除することになるから、その結果仮にお示しの通りに二十万円程度の所得のところ、子供が多いとか、扶養家族が多いとかいふことになりまして、それは確かに税金が半分にもなるやうなことがあるかと思ふのですが、惜しいことに今度の所得税の改正が、そういうやうな減税が行われておるに拘わらず、國民から余り礼讃されぬのは、反面において地方税の増徴というものが引附いて廻るわけですね。これが加わつて来るものだから、これらを個人個人について見ると非常にカーブもあるでしようが、全体を調べて見ますと、大蔵大臣が財政演説で國税の輕減ばかりを主張するけれども、地方税の方を併せて述べるといふことをしな

れた、今イギリスの例を局長は引かれたが、税率としては、こういうやうな刻み方が妥當なんだけれども、今の財政状態に比べて、國を支えるために、これの改正案に示すやうな税率で暫く我慢をして貰ふなければならん、

こういうことになると余程事情が變つて来るのですが、これは立たぬで座つておつてお答え下さい。(笑聲)

○政府委員(平田敬一郎君) 大体におきましては私承認してもいいかと思ひます。けれども、これが決定的に妥當であるが止むを得ないといふのは、少し表現が強いやうに感ずるのであります。で欲を言へばこうしたいのでありますが、現在としましてはこの程度で我慢するより外ない。或いは今までと比べますと、これでも余程改善になるんだから、何とか一つ辛抱して貰ひたい。こういうことなら私はいいと思ひますが、不合理であるが辛抱して呉れ

五十円で、一割六分の減税になります。これに對しまして少し子供の多い、奥さん及び子供三人、この辺はざらにある世帯だと思ひますが、奥さんと子供三人のある同じ二十万円の場合におきましては、今までの税額では五

万七千五百円、それが改正案で見ますと、三万三千三百円でございます。四割一六厘の減税に相成るのでござい

ます。それで従来は独身者であれば六万四千二百五十円、それから夫婦と子供三人の場合でも五万七千五百円というやうに負担の開きが余りなかつたのであります。それが今度扶養親族の控除を所得控除に改めて引上げました結果、改正案におきましては、独身者の場合でございまして、五万三千七百五十円の負担が、夫婦子供三人の場合でありますと、三万三千三百円というやうに二万円くらいの減は開きが出て来るのであります。今までの案によりますと、僅かに八千円くらいの開きしかなかつたのが、改正案によりまして二万円の開きになる。こういうわけでありまして、相當な減税は、控除と通じますと輕減になつておるといふことは言ひ得るのじやないか。通常の場合でございまして、むしろ夫婦と子供二人とか三人、或いは農村等多い世帯は四人もある世帯がござい

いうことが、この税の公平理論から申しますと妥当ではあるまいかと、このように考え方をあらわしまして、提案いたしておる次第であります。

○森下政一君 只今の御説明の中で、事業の分量に応じた所得とおつしやつたのですけれども、それは課税対象の外になつておる、こういうわけですね。それはどういふことですか。どういふ……一つの分量を認定するのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 事業の分量に應じて配当するという配当がございまして、これは一種の、まあ普通の会社の場合でございまして、一種の歩戻しといつたような性質を多分に持つておるのでございまして、事業をやつて見まして相当収益が上つたという場合におきましては、一定のときに組合員に戻してやる。組合員と組合と取引があつた場合におきまして、組合の利益にしないので組合員に戻してやるのでございまして、そういう形で一種の配当を行うことを認めておるわけでございますが、これは組合の利益とは見ない。組合の所得の計算上損金に算入する、そういうことを認めることにいたしております。

○森下政一君 それは年度の改正でそのなつたのですか。従来から……

○政府委員(平田敬一郎君) 年度の改正でございせん。従来からあるものでございまして。

○森下政一君 そうですね。

○政府委員(平田敬一郎君) こういう制度がもと／＼ありますから、残りました本当の純所得は、これはどうも外の所得と区分して、特に低く課税するという明瞭な事由がないだろうという

のが今回一律にしました理由でござい

○木内四郎君 今の関連して伺いますが、そうすると、今の分量に応じた割戻しですね。それをやつて今度は課税を免かれようとすることになるから、結果においては非課税ということと同じことになりはしないですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今の点は、やはり組合が相当自分のところに利益を留保して事業をやりたいというふうな場合におきましては、なか／＼その事業の分量に應じて配当するといふことをしないと、その分だけがこの課税になる。これに反して組合自体は單にこの取次とか、代理といつたようなことをやつておるに過ぎないのだ。そういうので、挙げて組合員の利益に帰属せしめるといふことで、取引の分量に應じて、こういう場合におきましては、一種の組合は、極端に申しますと、トンネル機関みたいなものになると、こういう考え方をとりまして、それはやはりそれ／＼の組合員の事業所得として算入して課税すればいいので、組合という法人に利益が発生したものと課税するの必要はなからう。こういう組合の本来の性質でござい

○森下政一君 それと調整を圖つてい

○木内四郎君 そうすると、そこに理論上ちよつと矛盾した点があるように思いますが、組合の方に、分量に應じて配当すれば課税しないといふことは、それは協同組合の性質に基いてやられることだと思ふのです。それを皆に拂戻すのだが、拂戻しを暫く待つて、それによつて一層組合員の仕事をやつて行かうという、それに課税をす

るのちよつとおかしいような気がするのですが、その点が第一点です。それと関連して伺いたいのは、事業の分量に應じて割戻すといふのは、事業の割合に対しては所得税を課すのですか。むしろそれは組合員が自分達で余計に負担しておつたものが、それを割戻して貰えるようなことだつたら、それに課税しない方がいいのじやないかと、今の前のものでは、それと関連して、今の前のものでは、課税しない方がいいような、そういう性質のものを溜めて置いて、いつかは割戻すのだけれども、割戻さないで、それで一層事業を拡張して行かうというのに課税するのは、どうも筋が通らないような気がすると思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 今の後者の問題から先にお答えいたしますが、後者の問題は、結局におきまして、それぞれ組合員は事業を営んでおるわけ

でございまして、事業の収入金といふことになるかと思ひます。勿論収入金になりまして、必要経費を差引いた残りが純益になる、それに対して課税するのであります。前者の問題につきましては、結局組合が内部に留保する、それは出資に應じて配当するといふことになりまして、これは当然組合員の利益として課税する。それから出資に應じて配当しないので、組合員の中に留保して置かしまして、資金に使う場合におきましては、会社が内部に留保して、これを資金として使つた場合と同じようにやはり課税する。いづれそれは事業の分量というよりも、いづれかのときにはむしろ出資の分量に

は解散の際におきましては、出資に

じて割戻されるという、こういう性質のものじやないかと、こう考えるのでございまして、その部分は純粹に普通の法人の利益と本質的に同じだと、こういう考え方をとつておるのであります。

○木内四郎君 そうすると、これを將來出資に應じて分けた場合には、それは前ののは戻して貰えるのですか。課税されたのは……

○政府委員(平田敬一郎君) 出資に應じて分配した場合におきましては、一旦課税しておる場合にはもう何も課税いたしません。源泉課税も取止めまして、分配差額を個人の所得に総合して所得税を算出したしまして、その中から分配した金額の二割五分を差引いて所得税を納めさせることになつております。これは専ら普通の会社の利益と、配当と同じ関係になるのでござい

○木内四郎君 そうすると、毎期々々やるので、一度課税されたものはあとで分配したからといつて、前の課税を拂戻して貰うといふことはないのですね。

○政府委員(平田敬一郎君) 前の課税を拂戻したといふことにはなりませんので、もうそれはすでに課税済みのものでございまして、單に個人が利益を受けたときに、この際に、個人の所得に分配金を総合計算いたしまして、その税額の中から分配金の二割五分だけを引くというわけでございます。

○木内四郎君 それは出資金じやない、今の分量に應じた場合においても同様ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 事業の分量に應じた場合におきましては、その

都度法人の損金に算入しまして、課税いたしません。その代りその分は分配を受けた際に事業者の事業収入となりまして、その面で全体の所得計算で尙利益が出て来れば、事業利得者の方に課税する、こういうことになつております。

○木内四郎君 配当という取扱じやないのですか。配当に準ずべきものじやないのですか。事業収入です。

○政府委員(平田敬一郎君) 事業の分量に應ずる配当の方は、純然たる配当ではございせん。従いまして法人で課税しませんので、その部分は普通の配当所得と同じように総合で計算して、二割五分控除というふうなことは行いません。

○森下政一君 そこでその事業の分量に應じて配当ですね、戻すのですか、その分量に應じてというのは税務署の認定ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは特別法人がそれ／＼決算の際、或いは取引の條件として、そういうことを定めておられて、それに應じてそれぞれやつております場合にございまして、勿論当然税法上認められるわけ

でございます。従いましてその取引金額等によらずして、出資額等で戻しをやつておる場合におきましては、これは事業の分量に應ずる配当ではございせんから、勿論事業の分量に應ずる配当とは承知し難いと思ふのでござい

ます。飽くまでも取引金額に對しまして、一定の割合を返すというふうな場合におきましては、これは後に返すことになりまして課税しない、こういう趣旨でござい

というものは、どんなに多くなつても別段問題じゃないですか。

○政府委員(平田敬一郎君) それは問題ございません。

○黒田英雄君　ちよつと今に関連して……事業の分量に應じて戻すということはいいとお話ですが、この頃聞くとところによると、酒の協同組合などは焼酎の濫売を禁ずるというようなことを言つておるとときに、焼酎の取引の量によつて割戻すということとは、やはり値引きすると同じことになると思ふのですが、そういううなのは外の方面から、税法の方じゃないですけれども、外の方面から何かお考があるののですか。そういうものはやむを得ざるものとして認めるということになるでしょうか。

○政府委員(平田敏一郎君) 只今のお話は、酒類の販売の協定に関連して、酒類政策上どうするかというお尋ねかと思いますが、この方は酒税法に若干の規定がございますけれども、その規定に抵触しない範囲内におきますれば、現在のところ各それ／＼の業者の自由にありまして、それに對しまして法律上一定の制限を加えるということとは如何であらうかと思ひます。ただ独占禁止法によりまして、相当取引に對する一定の制限と申しますか、よるべき基準が設けられておるのであります、その規定に従ふことは必要かと考へます。規定に違反すると認められる事實があるような場合におきましては、御承知の通り公正取引委員會で問題にする場合があるかと考へるわけになります。

○黒田英雄君 大体御趣旨は分ります
が、例えば具体的に言えば、仮に焼酎

なら焼酎の値引をして売るといふことは、これはやらせないといふことを、国税庁は言つておるのですね。然るにも拘らず協同組合の方では、それは焼酎を取引したからそれに割戻すといふことは、焼酎の量によつて割戻しその金額を決めて割戻すということにすれば、実際においては値引きしたと同じことになるのですね。そういうものはやむを得ないからといつて放任して置くべきものであるかどうか、多少疑問があると思うのですかね。

○政府委員(平田敬一郎君) 行政の實際上におきまして、いろいろ業界の方々と懇談等の方法によりまして、できる限り業界のためにもなり或いは政府の行政のためにもなるようなことを御相談して、いろいろ行方場合があると思いますが、そういうことになりまして、法律論と異りまして、実際問題といたしまして、それ／＼妥当な措置をとるよう努めて行きたい。こういう角度から申しますと、お話のような問題につきましては、少し検討すべき余地があるかと思ひます。よく研究しました上で考えて見たいと思ひます。

○伊藤保平君　ちよつと関連してですが、シャウプ勧告では公団の再開を強く勧告されていますが、近頃のように酒類販売が又乱れて来ておりますが、そういう点について何かもう少しお考があるのでしょうか。

○政府委員(平田敬一郎君) シヤウブ
勧告では、酒については相当高率な酒
税を課しておるのだから、その酒税を
円滑に徴収するためには、卸売つまり
販売に対して相当な統制を加えた方が
いいのじやないか、その必要性和、そ
のやむを得ざる事由を認めておるよう

でございます。従いまして状況如何によりましては、そのような措置をむしろとるべきだ、こういう勧告のようでございますが、公団を昨年廃止いたしました、最近までいろいろ業界の方も工夫して参つておられますし、政府におきましても、できる限り過誤のないように努めて参つたのでございまして、大体におきましては、私最初に公団を廃止した後におきまして、もう少し混乱が来るのじやないかという心配をしておりましたのが、比較的それ程

でもなかつたという感じを持つておるのでございます。ただ最近に至りまして、お話の通り又どうも少し行き過ぎな競争等がありまして、單純に酒類のそれ／＼のマージンを切るだけならいいのでございますが、酒税の部分まで切りまして、値崩しをして販売するということになりまして、結局長続きしないでお互に共倒れになるといふような点もございしますので、そのような点につきましては、極力業界の自主的な自粛と申しますかによりまして、ないように努めて行きたい、ただ、そういうことをやりましたも、情勢の

変化によりましてどうにも面白くない
 というような場合におきましては、又
 必要な措置を考えなければならぬか
 と思うのございますが、現在のところ
 は急激にそういう法的措置をとる必要
 は先ずないのではなからうか、もう少

しそれ／＼業界の自主的な自贖並びに正しい方向に向うように極力お願いいたしまして、酒税の円滑に納まるように努めて参りたい、かように考えております。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか。

○森下政一君　今度はちよつと又別の問題なんですが、これはちよつと私が税法を理解しにくいので教えて欲しいのですが、例の変動所得の平均課税の問題でございます。二十万円以下である場合には、その年限りの簡易な調整を行い得る、二十五万円以上ですか、二十万円以上ですか、いやそうでなしに、変動所得の課税額が総所得の二五％以上である場合に五年間に分けるのを平均課税ができる。そこで平均課税の方法なんです、変動所得の生じ

た年には、その変動所得の五分の一に相当する金額、それからその年の変動所得以外の所得金額との合計金額に対する所得税額を計算してそれを納付する、そこまでは分るのです。ところがこの税額の調整所得金額に対する割当を、変動所得の五分の四に乘じて計算した金額を右に併せて暫定納付するところのほうはどういうことになるのですか。甚だややこしいのですが、皆さん分つておられるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) その点につきましては、確かに計算例を資料としてお手許にお配りしております。その

計算例を少し時間をかけて御覧願いますと分りにくいかと思うのでござい
ますが、御覧願います場合の御参考と
しまして、要点を申上げて置きたいと
思います。今お話のように変動所得の
特例を認めますのは、所得金額に対し

まして、変動所得が二割五分を超える場合、この条件を附けております。これは二割五分以内という僅かの変動所得でございますれば、そう大きく変動するということによる調整、累進税の調整をやるという必要もございませんので、むしろ徴税の……、お互の手数

の簡素化という意味でその制限を付けております。二割五分を超えた場合におきましては、納税義務者の選択によつて認める。従ひまして納税者が、自分は必らずしも変動所得であるが、そう年々変りはしない、こういうような人の場合におきましては選択には必要はない。併し今年は非常に多かつたが、これは特別だと思ふような場合におきましては、選択して頂く。そうしますと大分税率が違ふ。その場合の税率の作り方でございますが、これ

は今お話になりましたように、先ず第一に一番におきましては、その変動所得以外の所得、これは全額所得に算入します。それと変動所得の金額の五分の一だけを、その他の所得と合計して先ず所得金額を求める。その所得金額を元にして、それが、控除税率を適用しまして税額を出す。その税額は変動所得の五分の一と、その他の所得に対する税額でございます。ところでその外五分の四の部分には、まだ何ら税額が出ていないわけです。その五分の四の部分に對しまする税額を算出する方法といたしまして、その最初に申しました

変動所得の五分の一と、その他の所得を合計しました所得に対する税率を適用して計算しましたその税額の割合、この割合が普通の所得と変動所得の五分の一の部分に対する負担割合ということになります。その税率を二・一〇

の五分の四の部分に對しまでも乘以まして、その税率を一応變動所得のあつた年に徴收して置くわけでございませう。そういたしませんと、それを後に徴收するということになりますと、その後所得がなくなつた場合におきましても所得税を納めなければならんと

いうことになりまして、五分の四に相当する場合におきましては、一応五分の四を除いた所得に対する負担の割合で税額を算定しまして、所得があつた年に納めて貰う。その代りに、五分の四の所得に対する税額の部分が、爾後五ヶ年間に亘つて毎年計算し直しまして、過不足があれば、その部分については調整を加えて行くということになるのでございまして。従いまして翌年非常に所得が減つて参りますと、変動の税額から差し引いて、それだけ所得者の負担が少くなる。反対に翌年の所得がうんと殖えて来ますと、五分の四に対する税額の部分からは追徴しなければならぬ税額が出て来るかと思ひます。そのような調整を五ヶ年間に亘つてやりまして、変動所得の平均課税を實現しようというわけでありまして、そういう方法をとらないと、不当に変動所得に対する軽減ということになるのでございまして。従いまして、この五分の四に対する税額は、一応の暫定的に納める予納額といったような性質を持つておるのでございまして、その部分は後の税額の計算で調整して行くのでございまして。それから変動所得が仮に二十万円以下という小さい所得の場合におきまして、爾後五ヶ年間に毎年調整するのは、如何にも納税者にとりましても、役所にとりましても煩瑣でございまして、二十万円以下という少額の場合におきましては、爾後の調整を見合せて、一年限り、今申上げましたような方法で打切つて計算する。こういう簡単な方法を認めることにいたしておるのでございまして。ただ漁業所得とか、原稿料の所得とか、

年々変動があるというようなものにつきては、この簡易計算をやりまして、非常に農業者等との間に負担の不均衡を来しますもので、そういう所得につきましては、飽くまでも一遍選択すれば五ヶ年間税額の調整をやつて行くということにいたしておるのでございまして。大体変動所得につきましては、そのような仕方をしておりまして、具体的な計算方法はなかくはつきり分りませんので、別にお手許に資料として計算例を差上げておるのでございしますが、これを御覧願ひまして、尙御疑問がございしますれば、御説明いたしたいと思ひます。

○森下政一君 そうすると、平均課税の期間というのは五ヶ年間、ここで例えは漁獲なんというもので、その年に非常に豊漁であつた、だから非常に利益が多い、所得も多い、そのときに一遍にそれに対して課税をされてしまふ。ところが来年になつてみると、案外少くして漁獲が少い、非常な波動がある。そのときに一遍に沢山、所得の多かつたときにとつてしまふということになつて、それを五ヶ年くらいに分けてとつてやろうということだと、私は思つてゐるのですが、只今の説明随分ややこしいのですが、結局第一年目に変動所得の五分の一に対する所得、変動所得以外の所得、それらを合計して納税するということ、そこまでは私はよく分るのです。ところが今のようにな工合だと、その変動所得の五分の四に対して一応税金をかけて、予めとつてしまふというのなら、何か助かることがあることになりませんか。

○政府委員(平田敬一郎君) 少し誤解で、適正な課税をするということとは分

があるようでございまして。変動所得の平均課税と申しますのは、累進税率の適用による負担の開きをなくし、或る年に所得が非常に多い、或る年には非常に少いために、或る年の所得が固まつて累進率の非常に高い税率の適用を受けまして、二ヶ年平均して課税した場合に、打切つて課税しますと非常に負担が高くなる。それをずらしてやろうというのが変動所得の平均課税でございまして。課税は実際に所得のあつた年に税金を徴収するのが一番納税者にとつても便利でありまして、それはやはり所得のあつた年に、更に将来においても、大体においてこの程度の負担になるであらうというのを徴収して置く趣旨でございまして。従いまして、その累進税率の適用の際における負担の調整、これが非常に大きな目的でございまして、納税の方は成るべく所得があつたときに納めて置いて貰う、こういう方法をとつてゐるわけでありまして。

○森下政一君 只今のことはよく分ります。累進税率を調整して、より低いものにしてやろう。但し税金は所得のあつた年に納めるのだ、これはよく分りました。今度は山林所得なんかの場合です、譲渡があつた、それで所得を得たというふうな場合に、その譲渡が著しく低い価格で行われた。そういうときには、時価で譲渡が行われたものという認定の下に課税することになつております。そこでこれは実際に譲渡して置いて、売手と買手の間で妥協しまして、安い金額で譲渡したようなことを見せかけることはあるかと思ひます。そういうことを防止する意味で、適正な課税をするということとは分

りませんが、その時価で譲渡された山林の場合に、税法の上ではつきりそういう扱いをするのだということを明定するということとは分るのですが、その時価なるものはやっぱり各税務署の認定になるわけですか。それからもう一つ、私がそこで恐れることは、税務署と非常に仲が好いという人もないかも知れませんが、非常な有力者とか何とかいうことで、税務署が構つてくことが好ましくないというものは、著しく低くないまでも、これは余程低いなと思ふところを譲渡されるといふようなことを先ず黙認されているといふようなことがあつたら、甲の税務署の扱いと乙の税務署の場合で、非常に課税されるものが、負担の軽重の区別が出て来るということがあるのじゃないか、これは非常に情実というものが……、折角税法でこういうことが明定されても、そこに非常に情実が生れるのではないかと、こういうことが心配だが、その点どうですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今の御意見御尤も思ふのでありまして、従いまして税法を作る場合におきましては、できますれば、なるべく客観的に、外形的に明らかかな規定を設けるのが国民に対しまして、税務官庁が仕事をやり易い場合にも公正に行くのではないかと思ふのであります。ただ併しなかに、今のような御指摘のような規定の場合におきましては、実は規定の仕方がないのでありまして、結局そういう規定を設けまして、後は極力運用で正して行くより外はないかと思ふのであります。今回の税制の改正にはそういう技術的にむづかしい点が沢山ございまして。それは結局におきま

てシャウプ勧告案も言つておりますように、やはり国民が理解して貰うと同時に、相当優秀な公正な税務官吏を育てて、それに仕事をやらせる、この二つの点が相伴わなければならぬ負担の公平は期したいといふことを指摘しておりますが、特に私共今回の日本の税制改正に採りました各種の改正案というものは、相当高度の専門知識を有し、而も公正に動くところの税務官吏を育てるということを前提にいたしておるのであります。将来さうなことにつきましては、私共特に一段と勉強いたしまして、お話のような弊害がないようにこれは極力努めて参るといふことが一番行くべき道でありまして、今それより外ないんではなからうか、そういう心配があるからというので、規定を適当にいたしますと、結局なか／＼公平を期し得られなくなりまして、又うまく行かない。シャウプ勧告案も言つておりますように、今度の税制は相當むづかしい税制でございまして、先ず税務官吏の訓練、素質の向上、それと関連して待遇の問題もあるかも知れませんが、そういうことが必要不可欠だといふことを指摘しておりますが、これは確かにそういうことと併せて公正な運営を図つて行くといふことに努力しなければならぬと考えております。

○森下政一君 御説明で大体了承しますが、實際問題として私は相當偏頗な措置が、全体として見るときに行なわれやすいという点を当局としては非常に御注意を願わなければならぬと考えております。

それから次に、利子所得ですが、現行の二〇%の源泉徴収というものはや

ばり、存続されると、そうなんです
ね。

○政府委員(平田敬一郎君) 利子所得
は源泉徴収を存続いたします。

○森下政一君 そこで預貯金の利子に
対する源泉徴収課税という制度は廃止
されるんですか。

○政府委員(平田敬一郎君) さようで
ございます。

○森下政一君 そうすると、これはど
ういうことになるんですか。例えば銀
行なんかで天引されておりましたね、
あれは残るんですか、廃止されるん
ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 二〇%の
天引は残るわけです。その代り源泉選
択というものは、総合課税を受けないも
のに対する六〇%の税率でございまし
て、これは如何にも妥協として、昭和
十五年の改正のときに認めたものであ
りますが、税の理論から見るとおかし
いので、その当時から主税局としては猛
烈に反対したのですが、いろいろな金
融政策がありまして、一種の妥協の産
物として選択を認めて来たのでありま
す。これはやはりシャープ勧告も言つ
ておるうちに、すべての所得は必らず
総合して課税すべきでありまして、給
與所得、利子所得等の所得税は源泉で
差引きますが、これは一応の予定税額
でありまして、すべて源泉で差引きま
したのは、後に年末調整、確定申告等
によりまして全部繰上りしまして、
総合して正しい税額を納めさせる、こ
ういうふうになつておるのでありまし
て、そういう見地からいたしまして、
この選択税率は止めるということにい
ましたのでございます。併し源泉徴収
の税額は一応の予定の税でございま

すから、この二〇%の税額は銀行で支
拂います際に一応差引きますが、勿論
他の所得と総合して確定申告の際、こ
の税額を差引いて納めて頂くというこ
とになるわけでございます。

○森下政一君 それは分りました。そ
れから今度は甚だこれは愚かな質問を
して相済みませんが、徴税技術上の
いろいろな課税表とか何とかに関連す
る問題だらうと思うのでありますが、
予定申告のことなんです、予定申告
の提出を要しないというものをはつき
り税法で決められておるのですが、こ
れは現在でもそうだと思うのでありま
すが、一ヶ所から給與を受けておつてそ
の年に一ヶ所の給與所得の収入金額が三
十五万五千円と扶養親族及び不具者の
数を一萬二千円に算して計算した金額
以下で、且つその他の所得金額が一萬
円未満と見積られるもの、これは要ら
んというふうになつておるのです。こ
の三十五万五千円、こういう数字はど
こから出て来るのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは結
局簡易税額表というものがございま
すが、簡易税額表の最高を確か今度はそ
れぞれ基礎控除、家族控除を行いまし
た後の所得金額三十万円で打切つてお
るのであります。この三十万円の方に
端数を付けるか、今お話になりました
そちらの方に端数をつけるか、どちら
かになるわけでございますが、むしろ
簡易税額表のラウンドナンバーにいた
しました関係上、大体これに見合う最
高限が三十五万五千円と、それからそ
れに對しまして家族控除等を加えた額
になりますので、そのような方法によ
ることにいたしましたのであります。特別
に余り大きな意味はございませんが、

若干の技術的な意味だけでございま
す。

○森下政一君 そんなことがあるのだ
らうと思つたのですが、それから二つ
以上の所から給與を受けておる者の場
合、これは給與所得の総収入金額が十
万円ということになつておりますけれ
ども、これは二つ以上だと十万円と、
一ヶ所だと三十万円、それで見合うこ
とになるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 一ヶ所だ
けから貰つておる場合は一ヶ所で支拂
う給與に對して源泉課税をやる場合に
基礎控除、家族控除、累進課税、全部
を差引いておるわけでございます。従
いまして相當上の所得で大体源泉課税
を差引いたものの総合額、これを年末
調整で若干調整して貰いますれば、そ
れで正規の一般源泉税額とほぼ一致し
て参りますので、申告によつて加不足
額を調整することを成るべくなくすこ
とにいたしましたのであります。これ
に對しまして、二ヶ所以上から俸給給
與等があります場合は、累進税率の適
用等はそれ／＼別々にいたしておいま
す。それから三重に家族控除等はいた
しておりませんが、そのような技術的
な関係がありますので、税額が兩者を合
算した場合に比しまして、著しく移動
があるわけでありまして、従いましてこ
の方は相當低いところからやはり申告
をして、確定申告をして正しい税額を
出して加不足を調整して頂くより外は
ないというふうになりまして、十万円
のところ、それ以上は必要とするとい
うことになつたのであります。大
体十万円のところになつたものと、い
ろいろな関係からいたしましてそう大
きな加不足がないというところを認め

て十万円にいたしておるのでありま
す。

○森下政一君 それから、たび／＼こ
んなことは申すまでもないことだと思
うのでありますが、政府の承認を得た
場合に限るとかいうようなことが方々
にありますが、これは結局税務署に丁
解を得ることですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 前年度の
実績につきまして、以下で申告する場
合には承認を要することになつてお
ります。それから棚卸し資産の評価の
方法でいずれを選択するという場合に
も承認を要することになつておりま
す。これは勿論結局大体は税務署長の
承認を要するということになるわけで
ございますが、そのうち承認に對して
不服がある場合におきましては再調査
の請求ができることになつておりまし
て、従いましてその点は一種の承認とい
うものは政府の行政処分になるわけ
でございますが、大体そのような方法
でやるより外ないという考えでいたし
ておるのであります。

○油井賢太郎君 所得税法の青色申告
の点ですが、個人の場合は前年の純損
失の金額を青色申告を出した場合には
何年かに分割してこれを処理してもよ
いというようなことになつておるので
すが、青色申告は御承知の通り今年か
らなのですが、この場合に、今までの
繰越欠損というものは認めてこの制度
をお使いになるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) この制度
は、二十五年一月以後発生しましたつ
まり二十五年分の欠損から繰越控除を
認めることになつたのであります。二十
四年度は今までの税法で行きますの
で、この方は認めることにならないも

のと思うのであります。

○油井賢太郎君 それは欠損を税務署
ではつきり認めた場合でも、それはこ
の法案で処理されないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 法人の方
は御承知の通り昭和二十五年三月三十
一日以前に終了した事業年度分に生じ
ました欠損、これは青色申告を提出しな
い人につきまして、一年間は繰越控
除を認めております。個人の方は全然
繰越控除を認めておりませんでした。
新しい制度ではすべて二十五年分
から認めることになつたのでござ
います。

○森下政一君 源泉課税をするとき
に、例えば近頃会社、工場あたりの経
営が不如意で、賃金の遅滞なんという
ことは至る処にあるのですが、そうい
うようなものはどうなんですか、實際
に支給された賃金に對する源泉徴収と
いうことになつておりますか。

○政府委員(平田敬一郎君) その源泉
徴収して納付しなければならぬのは、
は、實際に支拂つた賃金に對しまし
て、その分を納付すればよいことにな
つております。

○森下政一君 それからもう一つお尋
ねしたいのは、一時的に支給される退
職金の問題であります、これに對する
課税方法が今度變り、従来は五割が
課税対象になつておつたのが、今度は
勤勞控除一五%を引いた残額に對して
かかつて来ることになつております
が、そのときに、私は市役所に勤めた
経験があるのですが、市役所の吏員と
いうものは退職したときに退職金を貰
うために、毎月月給から何ほか差引か
れて積立をしておるわけですね。毎月
積立をしておる、給料なるものは源泉

課税を一応やられておるわけですね、
そうして税金を取られた残りから、も
う納税の義務を果した所得から積立
ておるわけですね、その積立てて行
つたものに市役所側が何ぼかプラスして
退職金を呉れるのですが、これに對し
てもう一遍税金がかかつて来るのです
ね、これは二重課税じゃないのです
か。

○政府委員(平田敬一郎君) 市役所の
例はよく承つていないのであります
が、若しもはつきり一定の給與から基
金として会社に預け金でもいたしてお
るという場合におきましては、その預
け金が戻つて来るに過ぎませんから、
これは退職金にはならないと思いま
す。併しその代り預け金の利子に對し
ては毎年支拂があるものとして課税す
ることになるかも知れないと思うので
ございますが、そういうことにもなる
うかと思ひますが、ただ一般の場合に
おきましては、現実に辞めた場合にお
きましては、退職金として貰つた場合
におきまして、貰つた総額に對して課
税するという事になつておりまし
て、個々の場合の、今お話のような場
合にはどういふに判断すべきか、
もう少し具体的な事実を見ないとな
かなか判断しにくいかと思ひますが、
そういう点は具体的事実に基づき
まして、よく調べた上でお答えいたし
たいと思ひます。

○森下政一君 大蔵省の考え方として
は、今おつしやるように丁度預け金の
ようなもので、源泉課税をされた毎月
の給料の中から積立をしておる、五
年、十年とそれが溜つて行くわけす
ね、そうしてそれだけを返して貰うの
が退職金ではなくして、勿論それに市

役所が在職中の功績をプラスして呉れ
るのですが、預け金も一緒に返つて来
るわけですね、そうすれば預け金がど
れだけになるかという事は計算で分
るわけですが、退職金のその部分に對
しては課税しない、大体そう考えられ
ますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 具体的
の問題についてもう少し契約の内容等を
調べないと、ここで確たることは申上
げがたいのであります。併しそのもの
がはつきり市役所なり会社なりの一種
の預金という形になつておりまして、
それに対する利子等の計算も正しくや
つておつて、その部分が後で辞めた時
に返つて来るというものであれば、こ
れは当然退職金でないと思ひますが、
両者の性質がはつきりしないので、何
一部分を負担をして辞めた際に出す。
こういう場合におきましては、むしろ
全額を退職金と認めなければならん場
合もあるかと思ひます。この辺の細
かいことは法律問題でございまして
で、具体的な事実に応じましてお答え
しませんと、却つて後でお互いに困る
と思ひますから、よく實際を取調べ
ましてお答えいたしたいと思ひます。
○油井賢太郎君 法人税の方で少し伺
いたい。第五條に法人税の積立金に對
する課税があるが、一体積立金に課税
するといふ政府の方針はこれは適正で
あるかどうかといふことを伺ひたい。
大体今会社等においては、内容を充
實させて自己蓄積させることを根本に置
くのが今後の経済状態に對して好まし
いことと思ひます。それに対して自
然的に積立をするといふところには、む
しろ政府で特典を與えるぐらいの方が
將來いいのではないかと思ひます。これに

對して税金を取るといふことはどうい
う趣旨ですか。
○政府委員(平田敬一郎君) これは全
く今回の法人、個人を通じまして、課
税理論の変更から来ております制度で
ございまして。申しますは、法人に利
益があつた場合は即ち株主が利益を得
たものである。こういう觀念からいた
しまして、法人の利益に對しましては
一回限りの所得税を原則として取るよ
うにする。二重に課税しない、こうい
う建前を取つておるのであります。従
いまして会社が配当しました際に、個
人に總合して課税するのであるが、そ
の税額から二割五歩を控除して課税す
るということにいたしておるのであり
ます。ところが会社が配当しないとい
ふ社内に資本を保留して置くといふこ
とになりますと、株主の得た利益に對
して課税する機会が実はないわけでご
ざいます。つまり法人が利益を上げた場
合は即ちそれは株主が利益を得たもの
である。こういう前提の下に今度の法
人税の理論が成立つておるので、それ
を株主に配当しないので社内に留保し
ております間におきましては、株主に
對して課税する機会がない。二割五歩
控除いたしましては尚課税不足ができ
ます。例えば所得金額二十万以下の所
得者等におきましては、配当するなら
ば納むべき税額は二割五歩以上あるの
であります。そのときの課税をずっと
長く猶予しておるわけでありまして、
いつかは配当されるのでありますから、
配当された際に株主に課税するの
であるが、その課税を待つ間の金利と
いたしまして二%課税しよう。こうい
う趣旨でございまして。従いまして前提
は、法人が上げた利益といふものは株

主が上げた利益であつて、本当は法人
が利益を上げた際、全部株主に分配さ
れたものとみなして個人に所得税を課
する。これならいいのでなければな
い。それは又實際に即しませんから、
結局實際に配当した際に課税します。
従つて配当されない間は、その間金利
を相当額として積立金に課税する
、こういうのでございまして。二%に
いたしまして、大体その配当に對する
課税を猶予したことにによる税額の大体
六分六厘くらいに廻るような計算が出
るのでございまして、まあこの程度の
課税をするのは、今申上げましたよう
な法人課税を徹底した結果としてし
て、必要であり、妥当だろうというこ
とになるかと思ひのであります。若し
もこの法人が配当しないですつと留保
しておきますと、配当した法人に比べ
まして、株主の負担が違つて来るの
で、その差を付けようと、こういう
わけでありまして。

○油井賢太郎君 そうすると、今の趣
旨で言つて、現内閣においては要する
に自己蓄積といふことは余り重きを置
かないと、大体三五%取つた残りです
ものね。その中から積立をするのに、
又それに対して税金を取るといふのは、
は、どう考えても私は余り正当な論で
はないと思ひますが、これはまああ
なたは政黨員じゃないから、これ以上
追及しません。

それからもう一つは、同族会社の説
明ですが、これは第七條の二にあるの
ですが、「株主又は社員の一入」とい
つたこの文句ですけれども、これはど
ういう意味なんですか。株主の中の一
人でも、又社員の中の一入でも、これ
に該当すれば同族会社と見なす、こう
いう意味なんですか。若しそうだとす

れば、株主又は社員の中の一入とい
うにやらなければ、意味が取れない
のではないですか。
○政府委員(平田敬一郎君) 前段の問
題について、これは政策の問題にあら
ずして、今度の税制理論の重要な一
点でございまして、尙重ねて申上げて
置きますが、今度の法人税の税制につ
いてはさつき申しましたが、法人が利
益を挙げたのは、即ち株主がそのとき
に利益を挙げたのだと、こういう前提
に立つておるのであります。然らばと
申しまして、現実に分配しないのに、
全部その個人の段階に課税するのは、
これは実情に反するから、個人に課税
するのは会社から分配したときに課税
しよう。併し、そのときまで全部待
つのはこれ又遅くなりますから、法
人の段階において三五%だけは取り敢
えず課税して置くといふのが法人税
でございまして。ところで分配されない
のでありますと、それ個人に分配され
た場合に比較しまして、課税が猶予さ
れるわけでありまして。その猶予される分
に對しては利子としまして、積立金
に對する課税を取ると、こういう理論
から出て来るのであります。都合の
よい法人、個人二重課税制度を排
除するのは賛成して、積立金に對す
る課税は反對するといふのは、これは理
論の一貫しない議論だと思ひます。併
し、若し特に経済政策上留保を奨励
する必要があると、こういう理論から
申しますと、負担上からは留保所得に
對し課税すべきであるけれども、補助
金を出すと同じように、社内留保を認
めると、こういうこともありますけれ
ども、私共今の段階におきましてそう
いう必要はなからうと、こういう意見

を取つておるのでございます。

それから法人の同族会社の点でございますが、これは、今回、今までの株主の一人中心主義から、数人で持ちまして、一定の割合以上持つておる場合も同族会社に該当することにいたしましたのでございますが、今のお尋ねの趣旨が分りかねるのですけれども、例えばこの條文の何項の……。

○油井賢太郎君 第七條の二ですね。「株主又は社員の一」という最初……。

○政府委員(平田敬一郎君) ここに社員と申しますのは、株式会社以外の会社の株主に代る社員のことを言うのでございまして、使用人を指しておるのでもございせん。例えば合資会社、合資会社はそれ／＼社員と称しておりますが、それを指しておるのでもございまして、○委員長(櫻内辰郎君) 午後一時まで休憩をいたします。

午後零時五分休憩

午後一時四十九分開会

○委員長(櫻内辰郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、富裕税法案、資産再評価法案、相続税法案、法人税法の一部を改正する法律案について御質疑がありましたら、御質疑願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 同族会社の積立金額を大小に拘わらず年五十万円というふう切つてあるのは、どういふ關係でございようかとインを引きますにつか。百分の二と百分の七に……。

○政府委員(平田敬一郎君) 同族会社につきましては、やはり最も個人の營業者との負担の均衡を図る必要がござい……。

○油井賢太郎君 次に、この場合、上半期と下半期には決算期が同族会社と別々になつてゐる会社があつたとして、上半期には例えば五十万円の利益を上げた場合と、下半期に全然利益がないというときにはどんな措置が取られるんですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今の十七條の第二項に規定せられておりますが、五十万円というものは原則として一年分の金額について判断して頂くことになつております。事業年度の期間が一年未満、例えば六ヶ月でありますれば、それ／＼五十万円を調整しまして、例えば六ヶ月でございまして、その半分が標準になるわけでありまして、法人税はすべて事業年度ごとに切つて、という税制の建前になつておりますので、それ／＼半年でございまして半年度で確定するということにいたしておるのでもございまして、これは或いは何遍か聞かれたことも知れませんが、所得税法で、個人の総所得金額に対する課税の率は五十万円までは累進の適用があつて、五十万円を超えるときは百分の五となつております。これは一体政府案の第一案としては八十万円か百万円と承知しておりますが、どういふわけであらうかにお尋ねになつたか。それから又五十万円までの所得者は相当まあ高額の所得者と見てこんな率を課せられるのかどうか。その二点を一つお伺ひいたします。

○油井賢太郎君 結局は徴税額の関係上取り敢えずこういうふうにした。こういう結果ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 理想を申せばもう少し高い方を最高税率とする方がいいのではないと思ひますが、所得税に期待する税額等の關係からいたしまして、先ずこの程度にいたしたとしてもそう不合理ではあるまいという考え方、この税率を作つたわけであり……。

全体を通じまして、大体やつぱり下る人の方が多いというふうに通じております。ただ地方税は御承知の通り、現在の負担が地方によつて非常に違つております。例えば住民税の賦課の標準等も東京都の場合と田舎のどのかの市町村の場合とは非常に所得に対する割合から申しますと、負担が違つてゐるのでございます。課率の高さも違つてゐるのでございます。そういうふうに通じてゐる地方における負担が違つておりますために、改正後におきましては、必ずしも一律に平均というところに行かない。従来高く賦課しておる地方におきましては、改正後において概ね下るところが多くなつて来る、反対に従来比較的軽く賦課してゐたところにおきましては上るところが出て来る。いろいろ区々でございしますが、大体におきまして、若干はやはり下る人が大部分である。家族の多い人は相当下るといふように見ております。ただ更に国税、地方税を通じまして、課税の方法と申しますか、ベースが、例えば地租、家屋等は二倍半から三倍になる。市町村民税も三倍になる。国税の所得税は所得に応じて家族の多い者は下る、こういうことになつておりますが、必ずしも固定資産税等は所得に応じて課税される税額でございしますので、所得の割合に大きな家に住んでおるといふような人の場合におきましては、地租、家屋税の増税額の方が相当多くなりまして、所得税の減税額を越えるという人の場合も出て来る。従いまして国税、地方税を通じまして、所得に対して実際にどういふふうな増減になるかというところはなか／＼これは人によつて違ひますので、むずかしいのであります。

ります。大体通常の場合に考えられる場合を選定いたしまして、お手許に表を作つてお配りしておるようなわけであります。これにつきまして御説明を申し上げます。

○委員長(櫻内辰郎君) ちよつと速記を止めて下さい。

午後二時三十分速記中止

午後二時四十五分速記開始
○委員長(櫻内辰郎君) それでは速記を始め。公認会計士法の一部を改正する法律案について御審議を願います。すでに御質疑は大体において終了いたしておるようでありますから、質疑を終局といたしまして、討論に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めて討論に入ります。

○木内四郎君 公認会計士法はこのたび公認会計士制度を非常に高い水準に持つて行こうと思つて改正案を提出されておるのでありますけれども、公認会計士法の第三十條第一項を見ますと、公認会計士が、故意に、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合に、大蔵大臣は、公認会計士審査会の議決を経て、一年以内の業務の停止又は登録の抹消の処分をすることができるといふふうなふうに書いてあるものでありますので、只体申しましたように、今回の改正案は公認会計士というものを、非常に厳格な試験をして資格を決め、そして非常に高い水準を維持しようとするのでありますので、苟くも公認会計士たるものが虚偽、錯誤、又は脱漏のある財務書類を故意に、虚偽、錯誤、及び脱漏のないものとして証明するといふ場合におきましては、その虚偽、錯誤又は脱漏は非常に重大なものでなくてはならないと思つてありますので、その第三十條第一項の「公認会計士が、故意に、重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合に」云々とあります中から、「重大な」という字を削る案を提案したいと思ひます。

○木村福八郎君 私は本法案に反対するものであります。と申しますのは、公認会計士審査委員会の議を経て公認会計士が虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合に、一年以内の業務停止又は登録の抹消の処分をすることができるとなつておりますが、この審査委員会の構成がこの改正しない法律のときの方がむしろよいのであつて、その方が公正を期し得るのであつて、公認会計士審査委員会の構成を見ますと、事實上公認会計士を以て構成されるということになりますので、みづからをその虚偽とか錯誤、脱漏等を証明しなければならぬ、それは非常に立派な人ばかりであらば公正にそれが判定されましようけれども、お互ひに公認会計士同士であらば、それを庇ひ合つておつて虚偽、錯誤、脱漏のあつた場合でもそれを脱漏とか錯誤がないものとしてその事実を隠蔽する危険がある。従つてなせわざ／＼今回のように公認会計士審査委員会の構成メンバーを公認会計士に限つたか。この点につきましては、從我々賛成はできないのであります。從

財務書類を故意に、虚偽、錯誤、及び脱漏のないものとして証明するといふ場合におきましては、その虚偽、錯誤又は脱漏は非常に重大なものでなくてはならないと思つてありますので、その第三十條第一項の「公認会計士が、故意に、重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合に」云々とあります中から、「重大な」という字を削る案を提案したいと思ひます。

○委員(櫻内辰郎君) 外に御発言はございませんか。……それでは討論は終局したものと認めて採決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(櫻内辰郎君) それでは採決をいたします。

先ず討論中にありました木内君の修正案を議題に供します。木内君提出の修正案に賛成の方の御挙手を願ひたいと存じます。

〔総員挙手〕
○委員長(櫻内辰郎君) それでは全会一致であります。よつて木内君提出の修正案は可決をいたしました。

次に只今採決されました木内君の修正にかゝる部分を除いて、内閣提出にかゝる原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の御挙手を願ひます。

〔挙手者多数〕
○委員長(櫻内辰郎君) 多数と認めます。よつて本法律案は多数を以て修正可決されました。尙本会議における委員長の口頭報告の内容は委員長において、本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨、及び表決の結果を報告することとして御承認を願ふことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないものと認めます。それでは委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願ひます。

いましてこの点についてその條項に關する限りにおいては、この改正は却つて改悪になると思ひますので、本法案に反対するものであります。

○委員(櫻内辰郎君) 外に御発言はございませんか。……それでは討論は終局したものと認めて採決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(櫻内辰郎君) それでは採決をいたします。

先ず討論中にありました木内君の修正案を議題に供します。木内君提出の修正案に賛成の方の御挙手を願ひたいと存じます。

〔総員挙手〕
○委員長(櫻内辰郎君) それでは全会一致であります。よつて木内君提出の修正案は可決をいたしました。

次に只今採決されました木内君の修正にかゝる部分を除いて、内閣提出にかゝる原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の御挙手を願ひます。

〔挙手者多数〕
○委員長(櫻内辰郎君) 多数と認めます。よつて本法律案は多数を以て修正可決されました。尙本会議における委員長の口頭報告の内容は委員長において、本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨、及び表決の結果を報告することとして御承認を願ふことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないものと認めます。それでは委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名
黒田 英雄 伊藤 保平
玉屋 喜章 西川甚五郎
木内 四郎 油井賢太郎
小宮山常吉

○委員長(櫻内辰郎君) 御署名漏れはございませんか、ないと認めます。

○委員(櫻内辰郎君) それでは税法に対する質疑を続行いたします。御質疑がありましたら……。

○黒田英雄君 富裕税についてちよつとお尋ねしますが、これは富裕税に限らない他の税にもあるわけですが、富裕税がまとまつてゐるので何いいますか、第三者通報の問題ですが、これは聞くところによるといふと、随分あれによつて脱税してゐる者が発覚されるという場合もあるといふように聞きますが、又一方ではそれを商売にしている、而もそれが税務職員あたりと通謀してやるといふようなことも或る程度噂に聞かれます。いろいろ弊害も一方ではあるじやないかと思ひます。が、どういふ結果を現わしておりますか。それを第一に伺ひたいと思ひます。それから若し発覚してその金額に對して百分の十以下に相当する金額を報償金として貰えるといふことがあるのですが、この通報によつて調査をした結果間違つておつたという場合について、罰則を見ますといふと、罰則には「他人の富裕税について、国税庁長官又は国税局長に對し、第三十二條第一項に規定する事実に関する虚偽の報告をした者は、云々」といふ罰則が四十七條に規定してあるのですが、虚偽の報告というものは、少しでも間違つておれば虚偽ということになつて罰せら

れるのですか。或いは悪意を以てその者を陥れようとするような意味か、或いは単に風説を聞いたのみでそれだけでやつたとかいう者までも入つて罰せられるものであるのですか。一方には脱税額が出れば褒美を貰えるのです。その代り縣卒にやつた者に対して何かの制裁がなければいかんと思ふのですが、四十七條では何か悪意を以てやつた者だけが処罰されるように見えるのですが、この点はどういう意味ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 第三者通報に関する制度は申告納税制度の採用に伴ひまして、一種の税務の民主化と称しますか、そういう見地から戦後に初めて財産税以来設けました制度でございまして、最近までの実績によりまして、今手許に詳しい統計を持つておりませんが、やはりこの制度によりまして相当有効な脱税が発見された場合があつたようでございます。ただ實際は通報の中で本当に有効な結果を生み出したのは、パーセンテージから言いますと、確か大分少いように記憶しておるのでございますが、併し通報の結果相当多額の脱税が発見されまして、それによつて負担の公正と国庫収入の増加を図るような事例がやはりあるようでございます。従ひまして私共はやはり税に關する一般の関心を高め、それから税は要するに國民が法律に従つてみずから義務を負担すべきものだ、こういう見地を前提とする制度といたしまして、通報制はやはり残した方がよいという考え方で、今回の法律案にもすべてこの制度を認めておるわけでございます。ただその点につきまして今回改めましたのは、従来そ

の前提といたしまして、何人も税務官庁に行きまして納税義務者が出した申告書の内容、それまで税務所の調査しました調査書類の内容を閲覧し得る権利を持つていたのでございます。併しこれは余りにも行き過ぎになる處がございまして、所得の内容等が洩れまうやうな結果にも相成りますので、この申告書の内容及び税務所の調査書類の内容を詳しく閲覧する制度は、今回廃止することにいたしました。その代り所得金額を、所得税でございまして五十万円以上の申告をした人の場合には、その申告金額と住所氏名を一定のものに書き連ねまして、それを一定期間税務署の適當な場所に、公衆の見合い場所に置きまして、そうして一般の者の閲覧に供する制度にいたしておるのでございます。従ひまして、余り細かい所得の内容、微細な内容等まで第三者が税務署に行きまして、書類を調べたりするということは今後は認めないという考えでございますが、大体或る人が幾ら申告しておるかということ、は、少くとも財産目録に關する限りは分るようなシステムになつておるのでございます。それが改正の一点でございます。それから今最後にお尋ねになりました虚偽の通報でございますが、これは御指摘の通り富裕税でございます。第四十七條にその規定を設けまして、第三者通報から來する他の面の弊害を取り除くことにいたしておるのでございます。而して、これに書いてあります「事實に關する虚偽の報告」というものの解釈は、その事實が真実でないということを予め本人が知つ

てゐるに拘わらず、通報したと、つまり虚偽、その事實が、真実でないというところを認識してそれに基いて、尚且つ通報したという場合には、この虚偽の報告をなしたという場合に該当するかどうかと思ひます。ただ併しやはり本人は飽くまで正しいと思つていたというところで報告した場合には、この條文には、これはこの條文には該当しないのじやないかと、悪意というよりも故意でございまして、故意に事實でないというところを知つて通報した場合はこの條文に當らないということになると思ふのでございます。例え悪意であるにしても、事實が正に間違ひないといふことを信じて、この通報をした場合には該当しないのではなからうかと、かように考へておる次第であります。○黒田英雄君 それじやもう一つ伺ひますが、第九條の第一項第四号に国宝保存法の規定により国宝又は史蹟云々とありますが、この重要美術品等に指定されたもの、それらについて百万円以上の分は富裕税を課するということになつておりますが、これはどうも流すわけにも行かんものであります。請願も出ておる様に思ひますが、如何にもこの金額は低いように思ふのです。或はもつと進んで、これなぞに課税するということが、個人のものであるというものの、殆んど個人のものとしての自由処分はなかくできないものが多いと思ふのです。それをやはり富裕税の目的物にするといふことはどうかと思ひます。假にこれをするとしたら百万円というのは如何にも低いように思ふのですが、これらの点について

てどういふような御見解ですか。○政府委員(平田敬一郎君) これらの国宝とか重要美術品に對しまして富裕税を課する際に、課税価格に算入するかどうかといふことは私共慎重に研究して見たのでございまして、一時は或いはこういう種類の財産はとなく融通性が少いのが多い状態でございますので、金額非課税にしたかどうかといふことも研究して見たのでございまして、ただ他面におきましては、相當書面骨董に属するもので、転売の可能なものの中にはあるようでございますから、そういうものが相當価値が高いといふような場合がありまして、若し全額非課税にいたしますと、そういうものに財産が保全されまして、富裕税の負担が不當に輕くなるというやうな場合も心配されますので、百万円だけは控除して課税しないのでございしますが、それを超える部分につきましては、やはり課税した方がよろうといふことで、本案を提案することにしたのでございます。審議の途中におきましては、或いは全額非課税にした方がいんじやなからうかといふことも大分研究して見たのでございしますが、今申しましたやうな事情からいたしまして、結局最後に確定いたしましたのは、百万円で限界を引くといふことに相成りましたことを申上げて置きたいと考へる次第でございます。○黒田英雄君 ちよつと速記を止めて下さい。○委員(櫻内辰郎君) 速記を止めて下さい。○委員(櫻内辰郎君) 速記を始めて。○委員(櫻内辰郎君) 速記を始め

○黒田英雄君 只今御答弁で御趣旨が分りました。これを課税するにしても、百万円以上といふことになつて、まあこれは重要美術品には、国宝になつておるものには相當高く見られるものもあると思ふのですが、そういうものも納めるのにその物を売つて納めるということはちよつとなか／＼できないんですね。他の田畑とか家屋ならば、それは住宅でも売るのは困るんですが、まあ売ろうと思へば売れないことはないですが、こういう物が売れないのに、それで以て税金を納める、何とかしなくちやならんといふことは、やはり困難な場合があると思ふのです。これについてはどういふようにお考えになりますか。○政府委員(平田敬一郎君) その問題は、私は結局この税率の高さの問題と關連して來ることと思ふのであります。今提案しました富裕税は、大体まあ所得税の補完税という意味におきまして、実体的な財産税でなくして、普通の場合ならば所得税を納められる程度の比較的低い税率にいたしております。衆議院でも苟くも富裕税を課するならば、もつと高い税率にしたらどうかという意見もございましたが、年々課税しない財産税としましては、私は今度の日本の富裕税は世界でも相當高率な税であらうとは思ひます。思ひます。それからいたしましては税率からいたしまして、五千万円を超え

との困難なような物につきましても、富裕税をやはり課するというのが富裕税を課する趣旨から公平じやなからうかと考へるのであります。ただ国宝とか重要美術品等の中には、比較的転売の容易なものと申しますか、はつきりした交換価値を付け得るものと、なく／＼はつきりした交換価値をつけにくいものと二つあるかと思ひます。殊に建物等で国宝等に指定されているものは、今日は多く国有か市町村有になつておるかと思ひますが、尙個人の所有しておる場合におきましては、評価に当りまして、やはり適正な時価を査定するというに極力努めることにいたしまして、實際上著しき負担の過重な無理を来たさないように心がけたいと、かように考へておるのであります。

○油井賢太郎君 富裕税の財産の評価ですが、池上権、永小作権は書いてありますが、家屋なんかどういふふうなところで課税するのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 家屋はこの富裕税の評価の原則の中の十二條の規定を以て評価するわけでありまして、課税時期における財産の価額は、そのときにおける時価により評価するのでございまして、従ひまして毎年十二月三十一日現在の家屋の時価を評定しまして、それによつて評価することになります。相続税は相続時の時価によつて評価することになるのであります。が、大体今まで相続税をやつておりますのと同じような方法で評価する。ただ今度は富裕税を設けるといふことになりまして、更にこの評価につきましては税務の運用上実情に即するように一層研究いたしまして、妥當な評価

をするように努めたいと考へております。大体家屋につきましては、相続税をやつておりますが、それで地域別に、賃貸価格に対する倍率等で一定の基準を定めまして、原則としてこの基準による。併し飽くまで、これは時価でございまして、その基準よりも低いという資産の納税者の場合におきましてはそれによらなければならぬ。或いは現実に、その近くにはつきりそれよりも高く売買したような実例がありまして、その場合には、その標準よりも高く査定することがあるかも知れないと思ひますが、飽くまでもこれは毎年十二月三十一日現在の時価によつて評定するというにいたしてあります。

○油井賢太郎君 それはその都度あなたの方から発表するわけですね。

○政府委員(平田敬一郎君) これは毎年十二月三十一日の時価を申告の便に供しますために、申告は大体二月一杯にやるわけでありまして、少くも税務署に行けば税務署の基準はこの程度ということは分るようになつていまして置きたいと考へます。

○玉屋喜章君 そうすると何ですか、ここに千万円の家がある、外に財産がない、千万円の家だけで外から収入はないが、家は千万円の家が自分の家である。だからこれはやはり富裕税がかかるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 富裕税がかかりません。○油井賢太郎君 扶養家族の点についてちよつとお伺ひしますが、一万二千円の所得のものは扶養家族と見るが、一万二千円を越したものは扶養家族と見ないで、その個人の資格において納

税義務者となるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) お話の通りでございまして、分離して課税するのであります。従ひまして實際は二万五千円の基礎控除を受けるということになります。扶養控除はしないという考えでございまして。但し奥さんと直系卑族、つまりお子さんの資産所得、即ち利子所得と、配当や不動産の賃貸所得、これだけは常に合算するのであります。従つて合算される場合におきましては、所得が一万二千円以上ありましても、一万二千円の扶養控除を認めることにいたしてあります。例えば奥さんに二万円も配当金があるという場合におきましては、当然戸主の所得と總合して課税するのであります。その場合におきましては、奥さんにつきまして一万二千円の扶養控除をいたして参りたい。ですから反対に奥さんが外にどこか勤めてゐる。それで所得が年に五万円入る。こういう場合におきましては、現在は合算課税いたしてゐるのであります。今度は五万円に対して分離して課税いたしますので、別にその人について扶養控除をするという必要がなくなつたと、こういう観点に立つてあります。

○油井賢太郎君 次に不具者という、この意味ですね。何を持つて標準とするのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは確かな不具者に関する救済的な法規といたしまして、厚生省で、国会で確か通つてゐるかと思ひますが、法律がございしますが、それに不具者の程度につきまして、確か十何段階か挙げて細かく規定してあります。その規定を取りまして、大体その中の第五級ぐらいのこ

ろまででございしたか。社会常識上成る程不具者として本當に一本立の働きができないと認められる程度のところを不具者とするような規定を政令で設けることにいたしてあります。目下厚生省の方と何段階にするかということについて打合せをしておりまして、常識上、例えば手が一本ないとか、足が一本ないとか、それ／＼程度を明らかにいたしまして、適用の範囲を明らかにいたしたいと、このように考へております。

○玉屋喜章君 只今のお話によれば、千万円の家に入つたと仮定いたしましたところ、ところがその千万円に富裕税がかかれてしまつたら、そうしたら普通の家に入つてゐた人はどうなりますか。それから控除して呉れますか。必ず人間は家がなければ困るのですから……。

○政府委員(平田敬一郎君) いい例をお話になりましたから、富裕税がいい理由を反対に御説明申し上げますが、この所得税だけで行きますと、今お話のように一千万円という相当立派な家に住んでいて所得は僅か何とかが暮してゐる。その場合に所得税だけだと、従ひまして極く僅かの税金だけしか納めていない。ところで一千万円という立派な家に住んでゐる。これは如何にも所得税だけで課税するのは負担の公平を得ないと、そういう場合におきましては、やはり大きな家に住んでゐる場合におきましては、所得として捕捉いたしました外に課税標準を見込みまして税を負担して貰うのが、財産税を所得税の外に課税する根拠になるのであります。そういう場合にはやはり社会の一般感情からいたしまして

も、少し余分に負担して貰つてもいいだろうというのがこの富裕税を課税する理由でございまして。

○玉屋喜章君 併しなからその家がなければ……国民には家というものを認めて呉れなければ……。

○政府委員(平田敬一郎君) でありまして、どうしても大きな家に住んでいて所得が少なくて負担し切れんという場合には、その家はその人の所得に比べて大き過ぎるということになるのでありますから、適當な家を見付けて、その大きな家はそれに相応する人に引渡すといふふうになさざるを得ない場合もあるかと思ひますが、それを目的とするわけではございせんが、要するに所得が少ないが、えらい大きな家に住んでゐるという人は、所得税だけの負担ではどうも少しバランスを得ない、例えば十萬円の所得であつて、一方の人はせい／＼二十坪ぐらいの家に住んでゐる。一方の人は二百坪の家に住んでいて所得税だけでございまして、結局同じ負担になつてしまふのであります。それでは必ずしも同じ公平な負担ではなからうというので、この富裕税を起して、所得課税としましても若干違つた負担をした方が全体として公平であらうという考へであります。

○玉屋喜章君 そうすると五百万円以下の家に住んでいれればいいのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) その通りであります。

○玉屋喜章君 所得が少なくて、評価が五百万円以下の家にいるならいいのです。○政府委員(平田敬一郎君) さやうであります。

○黒田英雄君 所得税の問題ですが、所得税で災害とか、火災とかいうのは損害を蒙つた場合に、又医療費です、ね、總所得の十分の一以上であれば、以上の分を免除しようということですが、以上が非常に大きな以上であれば所得税全部が免除される場合もあり得ると思うのですが、その十分の一ということを取つたのは、余り小さな災害ではこれは免除する手続をせんでもいいだろうという御趣旨であらうと思うのですが、医療の方はそれでいいのですが、医療の方は勤務所得等と同じでも病氣にかつたりしていろいろ療養しなければならぬというやうなときには、所得を消費している一つの必要経費と云えるのです。必要経費になつて来れば、少額のものでも必要な経費は全部免除されているのですが、そういう趣旨からいふと、そういうものはむしろ十分の一というやうな制限をせずに、医療費の方は免除してやつた方がいいではないか、本當の医療費は命令に定めるところがあるから、それから、どういふことをお定めになるか、ついでにお伺いしたいのであります。これは花薬でも買つたというやうなことは私は免除せんでもよいと思ひます。併し医療者にかつてやつてゐるというやうなものについては、少額であつてもその証明を付ければ免除してやるのが本當の建前ではないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 医療費につきましては、今回の税法で始めて控除を認めることにいたしましたのでございます。限度は今黒田委員のお話の通り余り額の小さいものを引くということになりますと、なか／＼實際の徴税上

うまく行かないだろうという点と、それから又額が少ない場合におきましては、通常誰でも或る程度の医療費は負担されると思ひますので、結局全体としての所得税率なり控除の問題でそういう問題は間接に救済される、救済されるというのには誤解がございますが、そういう中に含めて税率、控除を決めればよいということになると思ひますが、反対に一定の限度を超えます場合におきましては、如何にも医療費を余計要した場合と要しない場合と負担の均衡を図る必要があるということを考へまして、所得の割合を超える場合に、超える部分の金額を控除するということにいたしましたのでございます。従いましてこの医療費の控除は相当重病に罹つた、或いは胸を病んで相当長い間療養してゐるとか、或いは非常に大きな流行病に罹つて経費が要するといふ、そういう場合に該当するのではないかとと思ひます。これが單に風邪引きとか、簡単な下痢をして医療者にかつたといふ、こういうものは通常の雑費的な家計支出と同じやうな意味におきまして、引かなくてもいいのではないかと、こういう考へでございます。併し理想を申しますと、今黒田委員のお話の通りでございます。或いは将来運用した後にございまして、案外うまく行きますれば、この限度を若干下げた、五割以上を要したら引くということにするのも一つの方法かとも思ひますが、余り低くいたしますと、今度の税法の、そうでなくともむづかしい問題であります。まず／＼運用がむづかしくて適正を却つて欠くと思ひますので、先ずこの程度で最初としてはいいのではないかと考へてございませ

す。十分の一を超える場合にいたしておるのでございます。併しこれによりまして本當に可哀な、重病に罹つたといふやうな人におきましては、家族の場合も勿論引くのですから、相當な救済になるかと思ひます。通常一般の人が毎年要するやうな医療費は、これは結局控除いたしましても同じでございます。それだけ控除すれば税が減るから税率を高くせんといふかん、こういうふうになるわけでございます。まして、通常入用の程度のものはこれを引かない。特別余計要つたやつは、それを成程引くと引かんとによりまして負担が非常に違ひますので、控除して負担の公平を図ろうと、こういう趣旨でございます。一割がいいか、或いはもう少し行きますれば五割くらいに、こういふ点で特に公平化を期すやうにいたしたいと思ひます。医療費の範囲は御承知の通り政令で規定いたしておりますが、勿論お医者さんの料金、診療の料金、これは当然であります。お医者さんの投薬、注射、手術、処置料、これは全部入れる見込であります。理学的療法、入院費は勿論範囲に入れるつもりでございます。今御指摘の売薬を買つたといふやつは、これはなか／＼實際に証明が分らなくて変な結果になる虞れがございますので、今一応厚生省と打合せておるところにございまして、医療者の処方箋により医薬品を買つた場合はその薬剤師の証明で控除する。ペニシリン等お医者さんの処方箋で買つた場合は控除に入れよう。普通の売薬、医薬品を買つた場合は、アスピリンを買つたとか何とかい

う程度のもは甚だ立証がむづかしいでございますので、必ずしも妥當な結果を得ない虞れがございますので、そういうものは入れないやうにいたしたいと思ひます。

○黒田英雄君 ちよつと今のことで、今の御説明でよく御趣旨は分りました。が、ただ私はこの十分の一ということになると、普通の病氣になつたりするのは医療費です、つまり普通の医療費が生計費の十分の一くらいというふうに見える虞れがあると思ひます。ね。そんなにはなつていないと私は思ふのです。それから、これは今ちよつと御答弁のうちにありましたやうに、もう少し率を下げられた方がいいのじやないか。折角できたのに少しどうもこの点は不備のやうに思われるのでござい

ます。

○政府委員(平田敬一郎君) 御尤もなところが多いかと思ひますが、ただ併しやはり病氣になりまして入院したとか、或いはお子さんが胸の病氣で長く療養してゐる、まあこういう人の場合には私はこれで相当地けになるのじやないかと考へます。ただまあ非常に所得の多い人の場合において、同じやうな程度の費用を要している場合におきましては、結局引かないということになるのでございませうけれども、まあそれはそれだけ他で考へるということと考へて頂くよりほかにないと思ひますが、ただ確かに十分の一でいいかどうかは、やつてみました後からいたしまして、私共も将来はよく一つ研究してみたいと思ひます。最初から余り低く扱ひ次第では不公平になる虞れがあるのです、まあスタートとしてはこの

程度でいいのじやないかという考へであります。

○伊藤保平君 これはちよつと小さなことですけれども、不具除です、ね、いわゆる廢疾者であつて、そういう点でしよつ中藥を要しているというやうな人もいふと思ひますが、どういふのか。やはり控除に入るのございませうか。

○政府委員(平田敬一郎君) お話の通りでございます。それから不具者の方は、これは非常に控除が實は甘くできているのであります。その人が扶養家族、扶養親族でございませう、所得がなくして或る所得者から扶養されてゐる場合におきましては、扶養親族としての一萬二千円の控除と、その外に不具者控除としての一萬二千円、合計二萬四千円の控除になるわけでありませう。不具者がみずから所得があるという場合におきましては、二萬五千円の基礎控除と、その外に不具者控除の一萬二千円の控除をいたすわけでありませう。勿論この不具者につきまして、療養のために費用が要するやうな場合は、その費用は不具者自身の所得か、或いはその不具者の扶養親族の所得から、十分の一を超えます場合は医療費として控除することになります。

○玉屋喜章君 この美術骨董品です。これは百万円以下なら課税されないので。これは百万円以下なら課税されないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 百万円以下なら全然課税いたしません。それから百五十万円の場合は五十万円だけ課税する、百万円は全部控除しております。

○玉屋喜章君 個人所有のものであります。○政府委員(平田敬一郎君) いや個人

所有のものにつきまして富裕税は問題になるわけでございまして、従いましめて個人所有のものにつきまして、それぞれ百万円を控除いたしまして、残額に課税するわけでございます。

○油井賢太郎君 外国人に対する課税の所得税並びに法人税、富裕税等について、どんなふうな御計画なんですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは近く法律案を提案すべく、目下関係筋に最終確定しまして出しておりますから、恐らく二三日の中に提案できるのかと思ひますが、詳細はその際御説明申上げようと思ひますけれども、要点を申上げますと、第一の点は日本の基礎的な産業、例えば電力とか製鉄、それから人造合成繊維、こういう日本の貿易上どうしても必要な重要産業に対しまして、外資が入つて来た場合におきまして、この外資と一緒に管理者とか技術者等が附いて来る。そういう管理者、技術者につきましては、日本の税法をそのまま適用しますと、アメリカの所得税に比べまして著しい高い負担になりますので、大体アメリカにおける独身者程度の負担と同じくらい程度の負担になるように、一定の控除を認めようという点であります。大体最高三百五十万円、所得から五割控除するといふ行き方を取つたらどうか。三百五十万円と申しますと、結局一万ドル弱でございますね、でございますから、結局二万ドルくらいのところまで一種の特別控除を認めようといふことになつてございまして、そうしますと、大体この日本の所得税の負担とアメリカの独身者の場合の所得税の負担の場合とはほぼ同じでございます。若

干階級別によつて違ひがございますけれども、大体同じくらいになるのでございまして。そういう軽減を一つやろ、それからその次の点は外資が入つて来ないが、やはり重要産業に技術を導入する、こういう場合におきまして技術家として外国人が入つて来る、こういう場合におきましては、外資と一緒に入つて来ました管理者なり技術者と同様な軽減をしよう、それが第二点でございます。それから第三点といつたしましては、御承知の通り現在ドル所得に對しましては課税いたしておりません。而もこのドル取引が相当国内で行われておりますが、これは関係筋の方針としても今後徐々にやめる方針のようでございます。でもまあドル所得も近く課税するように関係筋の方針が変更されるだろうと見ております。で、そうしますと、ここに一遍に今までドル所得に對して課税を受けていなかつた人が非常に高率な所得税の負担がかつて来るという問題がございまして、から、そういう人に対しましては、過渡的にこの二五年分に限つてやはり半額軽減という措置をやりたい、二十六年からは全額課税をすることにいたすのであります。そういう措置が一点と、それから又外国人に限らないのでございまして、外国で支拂を受ける給与所得、これも税法の建前から申しますと一応課税することになつてゐるのでございまして、これは実際上はなかなか課税できない状態でございまして、まじめに申告する人は課税され、ずるい人は課税されないでそのまゝに済むという点があつて、どうも非常に税法に敏感な外国人の人は公正な扱いにして貰いたいという希望がござい

て、むしろそういうものは暫定的に、つまりここ暫く外国の人は課税しないという方がいんじやないかというところで、そういう特例を設けるつもりでございます。この特例は日本に住所を有しないで、外国で受ける人に限るのでございまして、住所を有しない人である限りにおきましては、日本人たるか外国入たるかを問はず、同様な取扱ひをいたす考えでございまして。結果は実際に外国人は適用になる場合が多いだろう、大体さうな四点を中心にしまして考へておるのであります。近くこの法案を提案したいと思つております。法人税等はアメリカの法人税より日本の法人税が低いので、従いまして特別に免税する考えはございません。富裕税も住所が日本にありますれば、全部の財産に對してかかるのであります。が、住所がアメリカにありまして、一時居所が日本にあるという場合におきましては、日本にある財産に對してだけしか、かかりません。富裕税はそういうものでございまして、から、そういう富裕税につきましては特別に特例は認めないという考えであります。所得税はなかなかなく給與所得税につきまして考へております。それから尙最初にちよつと申落しましたが、外国の公認会計士とか、弁護士とかこういう独立の自由職業者がございまして、このういふ人々につきましても、さつき申し上げました外資が入つて来た場合に免税されるべき外国の人の場合の事業でございまして、そういう事業から報酬を受けてゐる、一定の報酬を受けている場合におきましては、同様な五割の軽減をする考えでございまして。さうな点が主な点でございまして。詳しいことは更に提案の際に御説明いたします。

○玉屋喜章君 こういう場合はどういふのか、ちよつと教えて頂きたいと思ひます。それは船を仮に某会社が造ると仮定いたします。そこでその船が十億円とすると、七億円は見返資金、あとの三億は銀行から借りたとする、船がでさう上つて航海をすると、必ず一航海ごとに相当な利益があるが、その利益は拂つてしまわなければならん、割拂いでも……、つまり借りておるからして……、それだとその利益に對しては、支拂資金だからして税金がかかりませんか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今若しも会社が船を持つてゐる場合、借入金金の金利は利益の計算上当然差引くことになりました。それから船の償却費も利益の計算上差引くことになりました。金利とか償却費を差引いた残りの更に利益がありまして、この分は法人税を課税すべき利益としまして、この分に對しては法人税の税がかかるということになります。から、見返資金から借りたり、或いは銀行から借りました金利は経費から差引きます。仮に十億円の船は二十年くらいでありますか、耐用年数、それに應じて計算しました毎年の償却費、それは当然経費で差引まして、尙利益が出て来た場合には、その利益に對して法人税がかかるということになるのでございまして。

○油井賢太郎君 農業所得で單作地帯には何か特例を設けられたようですが、どうもよく條文が見当たらないのです。單作地帯の特例を設けてあるかどうか。それから單作地帯といふのはどれを指すのかということについて御答

弁願したい。

○政府委員(平田敬一郎君) 要綱では分りやすいように單作地帯という言葉を使つておりますが、これは農業所得が全体の所得の七割以上ある人でございまして、これを農業所得者と税法では稱してあります。その場合におきまして、その農業所得の更に七割以上が九月以後に生ずる場合には、毎年この場合ににおきましては申告と納期につきまして特例を設けております。一般の農家の場合といつたしますと、第一期の申告は七月、第二期が十一月、第三期が翌年の二月でございまして、今申しましたように農業所得の七割が九月以後に生ずると認められる人の場合につきましては、これは納期を二期にいたしまして、十一月と二月に二分の一ずつ分納して貰う、こういうふうにいたしております。それが特例でございまして、今單作地帯におきましては、家族従業員が多いのでございまして、家族従業員につきましては、従来は全然控除をしておらなかつたのでございまして、今度は扶養家族と同じ額で一人一万二千円を控除しますから、それによりまして、實際上單作地帯だけではございませんが、單作地帯の農業所得税は外の地帯に比べまして専従者が多いという理由で従来よりも余計減るといふ場合が相当多からう、併しこれは制度の上の特別の差でございまして、同じく農家の専従者を控除はいたすのでございまして、専従者が比較的多いから従つて今度の改正によりまして、従来から比べれば單作地帯の農家は外の地帯の農家の場合よりも實際税の負担が減るといふことが言ひ得ると思ふのでございまして。

○油井賢太郎君 次に予定申告ですが、予定申告をする場合に、政府の承認を受けた場合は前年の所得金額に満たない金額を申告してもいいということとが今度出ておりますね。政府の承認を受けるというのは、それは地方の税務署でいいのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 税務署でいいのでございます。そうしまして、災害とか、営業を全部又は一部を廃めたとか、そういう理由によつて収入の減ることが明らかな場合は、税務署は承認を與えなければならぬことに法律はなつております。もう一つは相当取引上の記録等に基づきまして、前年よりも二割以上減る場合におきまして、これも税務署長は承認は與えなければならぬことになつております。それでも尙承認しなかつた場合におきましては、納税者は再調査、審査等の請求ができるのでございまして、ただどうも實際問題として、はつきりした根拠もない、減るのか減らないのか分らないという場合には、税務署長は承認しない場合がある。今申上げましたような事項に該当しない場合におきましては、前年の実績で納めて貰うというに規定しておるのであります。

○油井賢太郎君 次に公益法人のいわゆる収益事業に対する税率というものは、やはり普通一般並みに取るということを決めたのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 一般並みでございまして。ただこういう点を規定したいと思つておりますが、一般の法人は御承知の通り国等に寄附した場合におきましては、所得の百分の二、資本金の千分の二・五でございまして、その合計額の二分の一までは損

金に算入することを認められておるのであります。公益法人がその収益事業で上げた収益を以ちまして、本来の公益事業の用に供した場合におきましては、やはり一定の控除を認めよう、これはまだ最終的に決めておりませんが、大体二割程度以内は控除を認めたらどうかという考えでございまして。従いまして、そういう特例はございしますが、税率としては、一般の、特別法人と同じように、収益事業の純益に対して三割五分の法人税を課税することにいたしたいと思つております。

○油井賢太郎君 次に協同組合に対しては、今までは特別に政府の方では税の軽減を図つたのですが、今度はそれがなくなるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 午前中もお話しましたのですが、今度はなくなるのであります。

○油井賢太郎君 どうも政府のやり方が、協同組合を作らせるときはいわゆる餌を掛けて作らして置いて、大分作つてしまつて、今度はもう税金は同じというふうなことになる、これは非常に不満があるのですが、これはどういうわけで今度は普通一般並みにしたのであるか。

○政府委員(平田敬一郎君) 協同組合は元々業者が任意に設立するものでございまして、戦時中の考え方と大分違つておりまして、これは全く業者の自発的な任意組合という建前になつておるのでございまして、これは御承知の通りでございまして、併しそれにも拘わらず従来は若干能力において必ずしも一般法人と同じではないだろうとい

うような点、それから實際上従来課税しておりませんでしたのは、午前中も説明した通りでございしますが、昭和十五年から新しく課税することになつて、税率に差を設けていたのでもございますが、やはり法人税、所得税の負担の公平という点から申しますと、特にもはや差別を付ける必要はなからう。殊に今度は先程申上げましたように特別法人税の所得に対する課税は、即ちその出資者の所得に対する課税だといふ觀念をとつておるわけでありまして、その持分を配当しますと、分配しますと、その出資者の所得税から二割五分の控除を認めるわけにございまして。そういう点もいたしたもので、この際特別税率を作るといふのは如何であらうか。やはり同じ法人の税率の方が公平ではなからうか、こういう考え方でも同じ税率にいたしたのであります。

○油井賢太郎君 これは今の政府の施策がそのまま現われて、大体協同組合といふのは中小企業者の寄り集りが多いのですから、そういうのに対しては特別に政府では措置を講じて置いてほしいと思ふのです。大体協同組合を設立するといふゆえんは、大企業と対抗して中小企業者が同じような企業形態ができるようにという親心から、協同組合の存続というものを政府は力を入れておる筈です。ところが片

つ方は通産省あたりでそういうふうな奨励し、大蔵省ではこれは構わないというのでは、これは大分矛盾があると思ふのですが、多少これは訂正なさる御意思は政府側としてはおありなんでしょうか。

○政府委員(平田敬一郎君) 協同組合をいへる／＼な形におきまして政府においても助長する必要は、これは確かにあると考えるわけでありまして、例えば金融等の面におきましては、極力援助をする必要があらうと考えますが、税金の負担という点から行きますと、公平という見地を重んじまして、同じ負担でもいいのじやなからうかと、こ

ういう趣旨でありまして、税金で特別に差別をしないという考え方に立たない外ならないのでございまして。で税金の上で特別に差別をつけるという考え方は、どうも必しも余り妥当ではないのじやなからうか。それ／＼必要な方策としては補助金等によりまして、それぞれ適當な助長策を講ずるといふのがいいのじやないかという考え方、今同税率につきましては、全部法人は一律にすることによりましていたしたのであります。

○油井賢太郎君 これはあなたに今申上げておる或いは筋違いかも知れませんが、金融面の措置をとつて中小企業者を救うといふお話ですが、金融面の措置は、大企業家と中小企業家では、これははつきりと市中銀行あたりで区別しておるのです。そういう点で非常な

バンディキヤツプがついておるのを、政府が多少でも是正しようという考えで中小企業者に対する金融の面を緩和する。こういう方法をとつておるが、それが實際なか／＼末端まで流れるのは困難です。結局こういう税の方で多少でも差別をして、中小企業者に対して特典を認めるというふうなこともするのが本當のこれは中小企業者を育成するといふふうな意味になると思ふのです。この点については又別の機会

に大蔵大臣等に伺いたいと思ひます。私の質問はこれを以て終ります。

○委員長(櫻内辰郎君) 若し御質疑がありまされば、本日はこの程度にいたしまして、明日午前十時より開会するということで、散会することに御異議ございませんか。

〔異議なしと云ふ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十七分散会

出席者は左の通り。

委員 櫻内 辰郎君
理事 伊藤 英雄君
伊藤 保平君
森下 政一君
玉屋 喜章君
西川 甚五郎君
木内 四郎君
油井 賢太郎君
小宮 常吉君
高橋 龍太郎君
木村 福八郎君
水田 三喜男君
大蔵事務官 (主税局長) 平田 敬一郎君

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

国税の延滞金等の特例に関する法律案

国税の延滞金等の特例に関する法律案

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

国税の延滞金等の特例に関する法律案

国税の延滞金等の特例に関する法律案

(延滞金の特例)

第一條 国税徴収法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第百七号)による改正前の国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第九條第三項、所得税法の一部を改正する等の法律(昭和二十三年法律第百七号)第五十二條又は国税徴収法の一部を改正する法律附則第三項の規定により徴収した、又は徴収する延滞金で昭和二十五年一月一日から同年三月三十一日までの期間に対応するものについては、これらの規定にかかわらず、その計算の基礎となる税額に対し当該税額百円につき一日八銭の割合を乗じて計算した金額による。

2 前項の規定は、同項に規定する延滞金でその計算の基礎となる税額に対し当該税額百円につき一日八銭未満の金額の割合を乗じて計算することとなつてゐるものについては、適用しない。

(加算税の特例)

第二條 所得税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第百七号)による改正前の所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第五十五條若しくは第五十六條、所得税法の一部を改正する法律附則第十四項若しくは第十六項、法人税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第百七号)による改正前の法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第四十二條、法人税法の一部を改正する法律附則第十項、相続税法(昭和二十五年法律第百七号)による改正前の相続税法(昭和二十二年法律第八十七号)第五

十八條若しくは附則第三條第一項第五号、相続税法(昭和二十五年法律第百七号)附則第十四項、通行税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第百七号)による改正前の通行税法(昭和十五年法律第四十三号)第十一條ノ二又は通行税法の一部を改正する法律附則第三項の規定により納付した、若しくは徴収した税額又は納付し、若しくは徴収する税額で昭和二十五年一月一日から同年三月三十一日までの期間に対応するものについては、これらの規定にかかわらず、その計算の基礎となる税額に対し当該税額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額による。

3 非戦災者特別税法(昭和二十二年法律第百四十三号)第四十條若しくは旧有価証券移転税法(昭和二十二年法律第七号)第十三條ノ二(有価証券移転税法を廃止する法律(昭和二十五年法律第百七号)附則第二項の規定により同條の例による場合を含む。)の規定又は旧取引高税法(昭和二十三年法律第百八号)第二十八條の規定の例により納付した、若しくは徴収した税額又は納付し、若しくは徴収する税額で昭和二十五年一月一日以後の期間に対応するものについては、これらの規定にかかわらず、その計算の基礎となる税額に対し当該税額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額による。

(還付加算金の特例)
第三條 昭和二十五年三月三十一日以前に納付した、又は徴収した第一條第一項又は前條に規定する延滞金又は税額のうち前二條の規定により過納となつた部分の金額について、その還付の請求がその法律施行の日から三月を経過した日以後になされた場合においては、当該過納金に係る還付加算金の計算の基礎となる期間は、国税徴収法第三十一條ノ六第一項(国税徴収法の一部を改正する法律附則第十項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、この法律施行の日から三月を経過した日までの期間を除いた期間による。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 この法律施行後において納付し、又は徴収する第一條第一項又は第二條に規定する延滞金又は税額のうちこれらの規定の適用をうける部分の金額については、この法律施行前になされた督促に係る督促状に記載された当該延滞金の金額又はこの法律施行前に告知された当該税額は、これらの規定により計算した金額によつて改訂されたものとみなす。

3 所得税法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
附則第十五項中「適用する。」を「適用する。この場合において、同條の規定により納付し、又は徴収すべき利子税額の計算の基礎となる所得税について、この法律施行前に告知又は督促がなされてゐるときは、当該告知又は督促は、当該利子税額についてもなされたものとみなす。」に改める。

ものとみなす。」に改める。

附則第十七項中「適用する。」を「適用する。この場合において、同項の規定により納付すべき利子税額の計算の基礎となる所得税について、この法律施行前に督促がなされてゐるときは、当該督促は、当該利子税額についてもなされたものとみなす。」に改める。

4 法人税法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「適用する。」を「適用する。この場合において、同條の規定により納付し、又は徴収すべき利子税額の計算の基礎となる法人税について、この法律施行前に告知又は督促がなされてゐるときは、当該告知又は督促は、当該利子税額についてもなされたものとみなす。」に改める。

5 相続税法(昭和二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。
附則第十五項中「適用する。」を「適用する。この場合において、同條の規定により納付し、又は徴収すべき利子税額の計算の基礎となる税額について、この法律施行前に告知又は督促がなされてゐるときは、当該告知又は督促は、当該利子税額についてもなされたものとみなす。」に改める。

附則第十六項中「適用する。」を「適用する。この場合において、同項の規定により納付すべき利子税額の計算の基礎となる税額について、この法律施行前に督促がなされてゐるときは、当該督促は、当該利子税額についてもなされたものとみなす。」に改める。

ものとみなす。」に改める。

6 通行税法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
附則第四項中「適用する。」を「適用する。この場合において、同項の規定により納付すべき利子税額の計算の基礎となる通行税について、この法律施行前に督促がなされてゐるときは、当該督促は、当該利子税額についてもなされたものとみなす。」に改める。

三月二十三日日本委員会に左の事件を付託された。
一、旧軍港市転換法案(佐々木鹿藏 君外二十二名衆議)

旧軍港市転換法案
旧軍港市転換法

(目的)
第一條 この法律は、旧軍港市(横須賀市、吳市、佐世保市及び舞鶴市をいう。以下同じ。)を平和産業港灣都市に転換することにより、平和と日本実現の理想達成に寄與することを目的とする。

(計画及び事業)
第二條 前條の目的を達成するため旧軍港市を平和産業港灣都市にふさわしいように建設する計画(以下旧軍港市転換計画という。)及びこれを実施する事業(以下旧軍港市転換事業という。)については、都市計画法(大正八年法律第三十六号)又は特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)の適用があるものとする。

(事業の援助)
第三條 国及び地方公共団体の関係

諸機関は、旧軍港市転換事業が第一條の目的に於てし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならぬ。

(特別の措置)

第四條 国は、旧軍港市転換事業の用に供するため、旧軍港市の都市計画又は特別都市計画の区域内において有する旧軍用の土地、施設その他の財産（以下旧軍用財産という。）を、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第七十四号）の例により、処理することができる。

この場合において同法第二條第一項及び第三條第一項の規定は、それぞれ第一号及び第二号のように変更するものとする。

一 旧軍用財産は、公共団体において医療施設、社会事業施設若しくは引揚者の寮の用に供するときは又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に規定する学校の用に供するときは、当該公共団体又は学校の設置者に対して、時価の五割以内において減額した対価で譲渡することができる。

二 旧軍用財産を譲渡した場合において、当該財産の譲渡を受けた者が、売拂代金又は交換差金を一時に支拂うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、利息を附し、十年以内の延納の特約をすることができる。

2 前項に定める外、国は、旧軍用財産を旧軍港市転換計画の実現に

寄與するように有効適切に処理しなればならぬ。

第五條 国は、旧軍港市転換事業の用に供するために必要であると認める場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十八條に規定する制限にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲與しなればならぬ。

(審議会)
第六條 前二條に規定する旧軍用財産の処理及び普通財産の譲與に關し、その相手方、財産の範囲、譲渡価額、延納期限その他の重要事項について、大蔵大臣の諮問に応じてこれを調査審議するため、大蔵省に旧軍港市固有財産処理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員二十人でこれを組織する。
3 委員は、左にかかげる者をもつて充てる。

- 一 大蔵事務次官
- 二 建設事務次官
- 三 関係府県知事
- 四 旧軍港市の市長
- 四 大蔵省、通商産業省、運輸省、建設省及び経済安定本部の職員
- 六 学識経験のある者

4 前項第六号にかかげる委員は、内閣の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
5 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任することゝをさまたげない。

6 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

7 委員は、非常勤とする。
8 第三項第三号、第四号及び第六号にかかげる委員は、予算に定める金額の範囲内で旅費を受けるものとする。

9 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
10 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

11 この條に規定するものの外、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

(報告)
第七條 旧軍港市転換事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、六ヶ月ごとにその進行状況を建設大臣及び大蔵大臣に報告しなればならぬ。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、旧軍港市転換事業の状況を報告しなればならぬ。

(市長及び住民の責務)
第八條 旧軍港市の市長は、その市の住民の協力及び関係諸機関の援助により、平和産業港灣都市を完成することについて、不斷の活動をしなればならぬ。

2 旧軍港市の住民は、前項の市長の活動に協力しなればならぬ。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、日本国憲法第九十

五條の規定により、旧軍港市のそれぞれ住民の投票に付するものとする。

3 前項の住民の投票において、その過半数の同意を得られなかつた

第十三條第一項表中

国有財産調整 大蔵大臣の諮問に応じて、各相各庁の管理する国有財産の用途の変更、用途の廃止、所管換その他の必要な措置及び大蔵大臣が各省各庁の長から協議を受けた国有財産の管理に關する重要な事項について調査審議すること。

国有財産調整 大蔵大臣の諮問に応じて、各省各庁の管理する国有財産の用途の変更、用途の廃止、所管換その他の必要な措置及び大蔵大臣が各省各庁の長から協議を受けた国有財産の管理に關する重要な事項について調査審議すること。

旧軍港市固有財産処理審議会 大蔵大臣の諮問に応じて、旧軍港市転換法（昭和二十三年法律第七十四号）第六條第一項に定める旧軍用財産の処理及び普通財産の譲與に關する重要事項を調査審議すること。

5 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第二十二号の次に次の一号を加える。
二十二の二 旧軍港市固有財産処理審議会委員
第九條中「第二十二号」を「第二十二号の二」に改める。

4 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。